繰越事務手続の手引

【資料編】

令和8年10月

財務省近畿財務局編

繰越事務手続の手引（資料編）　目次

Ⅰ　繰越関係法令　1

1　日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3　会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4　予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）（抄）・・・・・・・・・ 6
5　特別会計に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）（抄）・・・・・・・・10
6　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
7　地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・12
8　地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）（抄）・・・・・・・・・・・14
9　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（抄）・・・・15

Ⅱ　関係通達　16

1　繰越し及び翌債の事務手続き
・「歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について」（平成 10 年 9 月 22 日蔵計第 2355 号）［大蔵大臣から各省各庁の長あて］・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
・「歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担をする場合の承認の手続について（抄）」（平成 10 年 9 月 22 日蔵計第 2355 号）［主計局長から財務局長等あて］・・・・・・・・・・・・・ 22
2　簡素化関係
・「繰越計算書における補助事業等に係る事項のたて方及び要繰越額の算定について」（昭和 53 年 2 月 24 日事務連絡第 23 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
・「災害復旧・復興事業　（経費）　に係る事故繰越の事務手続について」（令和元年 10 月 9 日事務連絡第 3794 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
・「事故繰越しの事務手続について」（令和 6 年 6 月 21 日事務連絡第 2948 号）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
3　歳出予算の繰越しに係る事後検証
・「歳出予算の繰越しに係る事後検証について（令和８年度）」（令和 8 年 4 月 3 日付事務連絡第 2193 号）［各省各庁会計課長等宛］・・・・・・・・・・・・・・・・・49
・「歳出予算の繰越しに係る事後検証マニュアル」（令和 6 年 4 月(改訂)）・・・・・・52
4　補助金等予算の適正な執行について
・【補助金等適正化中央連絡会議決定事項（抜粋)】（令和 8 年 4 月 16 日）・・・・・88
・【昭和三十二年度予算に係る補助金等の交付決定について（抜粋)】（昭和 32 年 4 月 10 日付蔵計第 914 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88

資料編Ⅰ　繰越関係法令

1　日本国憲法（昭和 21 年 11 月 3 日憲法）（抄）

［第５章　内閣］
【内閣の職務】
第 73 条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
二　外交関係を処理すること。
三　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四　法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
五　予算を作成して国会に提出すること。
六　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
七　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

［第７章　財政］
【財政処理権限の国会議決主義】
第 83 条　国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

【租税法律主義】
第 84 条　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

【国費支出及び国の債務負担】
第 85 条　国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

【内閣の予算提出】
第 86 条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

【予備費】
第 87 条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

【皇室財産及び皇室費用】
第 88 条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の

議決を経なければならない。

【公の財産の支出又は利用制限】
第 89 条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【決算の検査及び会計検査院】
第 90 条　国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
②　会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【内閣の財政状況報告】
第 91 条　内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

2　財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）（抄）

【財政法の趣旨】
第 1 条　国の予算その他財政の基本に関しては、この法律の定めるところによる。

【収入支出、歳入歳出の定義】
第 2 条　収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう。
②　前項の現金の収納には、他の財産の処分又は新らたな債務の負担に因り生ずるものをも含み、同項の現金の支払には、他の財産の取得又は債務の減少を生ずるものをも含む。
③　なお第 1 項の収入及び支出には、会計間の繰入その他国庫内において行う移換によるものを含む。
④　歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

【会計年度】
第 11 条　国の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

【会計年度独立の原則】
第 12 条　各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。

【会計区分】
第 13 条　国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

② 国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

【総計予算主義の原則】
第 14 条 歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。

【継続費】
第 14 条の 2 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたつて支出することができる。
② 前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降５箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。
③ 前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。
④ 前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

【繰越明許費】
第 14 条の 3 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。
② 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

【国庫債務負担行為】
第 15 条 法律に基くもの又は歳出予算の金額（第 43 条の 3 に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。
② 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。
③ 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降５箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。
④ 第 2 項の規定により国が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。
⑤ 第 1 項又は第 2 項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

【予算の内容】

第 16 条　予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為とする。

【歳入予算明細書、予定経費要求書等の作製】

第 20 条　財務大臣は、毎会計年度、第 18 条の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

②　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第 18 条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

【予算総則】

第 22 条　予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一　第 4 条第 1 項但書の規定による公債又は借入金の限度額
二　第 4 条第 3 項の規定による公共事業費の範囲
三　第 5 条但書の規定による日本銀行の公債の引受及び借入金の借入の限度額
四　第 7 条第 3 項の規定による財務省証券の発行及び一時借入金の借入の最高額
五　第 15 条第 2 項の規定による国庫債務負担行為の限度額
六　前各号に掲げるものの外、予算の執行に関し必要な事項
七　その他政令で定める事項

【予算の配賦】

第 31 条　予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

②　前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

③　財務大臣は、第 1 項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

【支出負担行為の実施計画】

第 34 条の 2　各省各庁の長は、第 31 条第 1 項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。）の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

②　財務大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

【決算上の剰余金の翌年度歳入繰入】

第 41 条　毎会計年度において、歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

【歳出予算の繰越制限及び事故繰越】

第 42 条　繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

【歳出予算繰越の承認等】

第 43 条　各省各庁の長は、第 14 条の 3 第 1 項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

②　前項の承認があつたときは、当該経費に係る歳出予算は、その承認があつた金額の範囲内において、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

③　各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとに、その金額を明らかにして、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

④　第 2 項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、第 31 条第 1 項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第 3 項の規定による通知は、これを必要としない。

【継続費年割額の逓次繰越】

第 43 条の 2　継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第 42 条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、逓次繰り越して使用することができる。

②　前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

【繰越明許費の翌年度に亘る債務負担】

第 43 条の 3　各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

【特別会計における特例】

第 45 条　各特別会計において必要がある場合には、この法律の規定と異なる定めをなすことができる。

３　会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）（抄）

【収入支出統一の原則】

第 2 条　各省各庁の長（財政法第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。

【前金払又は概算払】

第 22 条　各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

【歳出予算繰越手続及び承認事務の委任】

第 46 条の 2　各省各庁の長は、財政法第 43 条第 1 項に規定する繰越しの手続及び同法第 43 条の 3 に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担（以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。）の手続に関する事務を当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、財務大臣は、これらの規定に規定する承認に関する事務を財務省所属の職員に、政令の定めるところにより、委任することができる。

【都道府県知事が行う国の会計事務】

第 48 条　国は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約（支出負担行為に該当するものを除く。以下同じ。）、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる。

② 前項の規定により都道府県が行う歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務については、この法律及びその他の会計に関する法令中、当該事務の取扱に関する規定を準用する。

③ 第 1 項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

４　予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）（抄）

【予定経費要求書等の内容及び送付期限】

第 11 条　財政法第 20 条第 2 項の規定による予定経費要求書は、部局等ごとに歳出の金額を分ち、部局等のうちにおいては、これを事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

② 財政法第 20 条第 2 項の規定による継続費要求書は、継続費について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、その経費の総額、

年割額、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

③　財政法第 20 条第 2 項の規定による繰越明許費要求書は、繰越明許費について、歳出予算に定める部局等ごとの区分に従い、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、繰越を必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

④　財政法第 20 条第 2 項の規定による国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について部局等ごとの区分を設け、更に事項ごとにその必要の理由を明らかにし、且つ行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

⑤　予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、第 9 条第 1 項の通知を受けた後、遅滞なく、これを財務大臣に送付しなければならない。

【繰越計算書】

第 24 条　財政法第 43 条第 1 項の規定により、繰越についての財務大臣の承認を経るため繰越計算書を送付するのは、当該年度の 3 月 31 日限りとする。但し、同日後当該年度の歳出として支出することができる期間内に支出済となる見込がなくなつた経費の金額について繰越をする場合には、その期間満了の日までとする。

②　繰越計算書は、財政法第 31 条第 1 項の規定により配賦された歳出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を示さなければならない。

一　繰越しを必要とする経費の予算現額及び科目並びに当該経費に係る部局等

二　前号の経費の予算現額のうち支出済となつた額及び当該年度所属として支出すべき額

三　第 1 号の経費の予算現額のうち翌年度に繰越しを必要とする額

四　第 1 号の経費の予算現額のうち不用となるべき額

五　第 1 号の経費についての事項ごとの繰越しを必要とする理由及び金額その他参考となるべき事項

③　会計法第 46 条の 2 の規定により、繰越しの手続に関する事務が委任されている場合における前項の規定の適用については、同項中「予算現額」とあるのは、各省各庁の長が作成する繰越計算書にあつては「予算現額（第 25 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定により繰越しの手続に関する事務を委任された職員が取り扱う当該経費に係る支出負担行為計画示達額を除く。）」と、当該事務を委任された職員が作成する繰越計算書にあつては「支出負担行為計画示達額」とする。

【繰越の通知】

第 25 条の 2　財政法第 43 条第 3 項（同法第 43 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、当該繰越に係る経費を当該年度の歳出として支出することができる期間満了の日から起算して 15 日を経過した日までにこれをしなければならない。

②　前項の通知には、左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　繰越に係る経費の予算現額及び科目並びに当該経費に係る部局等

二　前号の経費の予算現額のうち支出済となつた額

三　第 1 号の経費の予算現額のうち翌年度に繰越をした額

四　第 1 号の経費の予算現額のうち不用となつた額

【繰越しの承認の事務の委任】

第 25 条の 3　財務大臣は、会計法第 46 条の 2 の規定により、財政法第 43 条第 1 項に規定する承認に関する事務を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲を定めて、財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。

②　財務大臣は、前項の規定による委任をしたときは、その旨及び委任した事務の範囲を関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

【繰越しの手続の事務の委任】

第 25 条の 4　各省各庁の長は、会計法第 46 条の 2 の規定により、繰越しの手続に関する事務を委任する場合においては、繰越しに係る経費の支出負担行為を行なうべき支出負担行為担当官に委任するものとする。ただし、各省各庁の長が必要があると認めるときは、当該支出負担行為担当官以外の職員に委任することができる。

②　各省各庁の長は、前項ただし書の場合においては、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任することができる。

③　各省各庁の長は、第 1 項ただし書の場合において、その委任しようとする職員が他の各省各庁所属の職員であるときは、当該職員（当該職員が前項の規定により指定される官職にある者である場合においては、その官職）について、あらかじめ当該他の各省各庁の長の同意を経なければならない。

④　各省各庁の長は、前三項の規定により繰越の手続に関する事務を委任する場合においては、前条第 2 項の規定により通知を受けた事務の範囲に対応する範囲において、委任しようとする事務の範囲を定めて委任しなければならない。

⑤　各省各庁の長は、前各項の規定による委任をしたときは、その旨を財務大臣に通知するものとし、財務大臣は、その通知があつたときは、その旨を関係の財務局長又は福岡財務支局長に通知するものとする。

【繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の承認】

第 25 条の 5　各省各庁の長は、財政法第 43 条の 3 に規定する翌年度にわたつて支出すべき債務の負担（以下「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担」という。）について同条の財務大臣の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を明らかにした書類を財務大臣に送付しなければならない。

一　翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を必要とする経費の科目及び当該経費に係る部局等並びに当該債務の負担を必要とする理由

二　前号の経費につき翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を必要とする額

三　前号の額のうち翌年度所属として支出すべき額

②　前二条の規定は、会計法第 46 条の 2 の規定により財政法第 43 条の 3 に規定する承認に関する事務又は繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を委任する場合について準用する。この場合において、前条第 1 項中「繰越しに係る経費」とあるのは、「繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担を必要とする経費」と読み替えるものとする。

【前金払のできる経費の指定】

第 57 条　会計法第 22 条の規定により前金払をすることができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第八号から第十五号までに掲げる経費について前金払をする場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

（以下、記載省略）

【概算払のできる経費の指定】

第 58 条　会計法第 22 条の規定により概算払をすることができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第三号から第六号までに掲げる経費について概算払をする場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

（以下、記載省略）

【部分払の限度額】

第 101 条の 10　契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の十分の九、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

【都道府県が行う国の会計事務】

第 140 条　会計法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は知事の指定する職員が行うこととすることができる国の歳出に関する事務は、歳出金の支出に関する事務のうち支出の決定の事務とする。

②　各省各庁の長は、会計法第 48 条第 1 項の規定により国の歳入の徴収及び歳出の支出に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲について、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

③　各省各庁の長は、会計法第 48 条第 1 項の規定により国の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認又は認証、契約（支出負担行為に係るものを除く。）、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指定する職員がこれらの事務を行うこととなることについて、あらかじめ当該知事の同意を求めなければならない。

④　都道府県の知事は、各省各庁の長から前項の規定により同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をするときは、知事が自ら行う場合を除き、事務を行う職員を指定するものとする。この場合において、当該知事は、都道府県に置かれた職を指定することにより、その職にある者に事務を取り扱わせることができる。

⑤　前項の場合において、都道府県の知事は、同意をする決定をしたときは同意をする旨及び事務を行う者（同項後段の規定により都道府県に置かれた職を指定した場合においてはその職）を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。
⑥　各省各庁の長は、前項の通知（国の歳入の徴収、歳出の支出、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務に係るものに限る。）があつたときは、その通知の内容について財務大臣に通知するものとし、財務大臣は、当該通知（都道府県の知事が同意をする決定をしたもので、繰越しの手続及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担の手続に関する事務に係るものに限る。）があつたときは、その通知の内容について関係の財務局長又は福岡財務支局長に通知するものとする。

5　特別会計に関する法律（平成 19 年 3 月 31 日法律第 23 号）（抄）

【繰越し】
第 18 条　各特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額又は支払義務の生じた歳出金で当該年度の出納の期限までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、次章において翌年度以降に繰り越して使用することができる旨の定めがある場合に限り、繰り越して使用することができる。
②　所管大臣は、前項の繰越しをした場合には、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
③　所管大臣が第 1 項の繰越しをした場合には、当該繰越しに係る経費については、財政法第 31 条第 1 項の規定による予算の配賦があったものとみなす。この場合においては、同条第 3 項の規定による通知は、必要としない。

第 27 条　交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第 48 条　国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降において繰り越して使用することができる。

第 70 条　財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

６　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（抄）

【定義】

第 2 条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一　補助金

二　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三　利子補給金

四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

②　この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

③　この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

④　この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

⑤　この法律において「間接補助事業等」とは、前項第 1 号の給付金の交付又は同項第 2 号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

⑥　この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

⑦　この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 21 条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

【補助金等の交付の条件】

第 7 条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一　補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二　補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項

三　補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

【補助事業等及び間接補助事業等の遂行】
第 11 条　補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。
②　間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第 2 条第 4 項第 1 号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第 2 号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

7　地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）（抄）

第９章 財務
〔第１節　会計年度及び会計の区分〕
【会計年度及びその独立の原則】
第２０８条　普通地方公共団体の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
②　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

【会計の区分】
第２０９条　普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。
②　特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

〔第２節　予算〕
【総計予算主義の原則】
第２１０条　一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

【予算の調製及び議決】
第２１１条　普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第２５２条の１９第１項に規定する指定都市にあつては３０日、その他の市及び町村にあつては２０日までに当該予算を議会に提出するようにしなけれ

ばならない。
② 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

【継続費】
第２１２条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。
② 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

【繰越明許費】
第２１３条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。
② 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

【債務負担行為】
第２１４条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

【予算の内容】
第２１５条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。
一 歳入歳出予算
二 継続費
三 繰越明許費
四 債務負担行為
五 地方債
六 一時借入金
七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

【予算の送付及び公表】
第２１９条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から３日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。
② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

【予算の執行及び事故繰越し】
第２２０条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

② 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。
③ 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

8 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）（抄）

【繰越明許費】
第１４６条 地方自治法第２１３条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。
② 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
③ 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

【予算の執行及び事故繰越し】
第１５０条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。
一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行すること。
② 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
③ 第１４６条の規定は、地方自治法第２２０条第３項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

９　公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

２　この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

（基本理念）

第三条　公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

２～15　（略）

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～九　（略）

十　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第十二号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

十一～十五　（略）

２～７　（略）

資料編Ⅱ　関係通達

1　繰越し及び翌債の事務手続き

（各省各庁の事務手続）

【歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について】

平成 10 年 9 月 22 日蔵計第 2355 号
大蔵大臣から各省各庁の長あて
改正　平成 13 年 1 月 5 日蔵計第 2781 号
改正　平成 20 年 3 月 28 日財計第 753 号

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 14 条の 3 第 1 項、第 42 条ただし書、第 43 条の 2 第 1 項及び特別会計法並びに財政法第 43 条の 3 の規定により、歳出予算を翌年度に繰り越して使用する場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合における手続については、同法第 43 条第 1 項から第 3 項まで、第 43 条の 2 第 2 項及び特別会計法並びに財政法第 43 条の 3 等の規定によるほか、次によることとしたので、通知する。

第１　歳出予算の繰越しの手続について

１　各省各庁の長が繰越しに関する事務を行う場合

（１）各省各庁の長が会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 46 条の 2 又は第 48 条の規定による歳出予算の繰越しの手続に関する事務の委任をしていない場合においては、支出負担行為担当官は、各省各庁の長からの示達に係る歳出予算について、財政法第 14 条の 3 第 1 項又は第 42 条ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用する必要があると認めるときは、別紙第１号書式の繰越計算書を各省各庁の長に提出し、又は当該歳出予算について繰越しを必要とする額が確定したときは、別紙第３号書式の繰越額確定計算書（財政法第 14 条の 3 又は第 42 条ただし書の規定による繰越し以外の繰越しの場合にあっては、各省各庁の長の定めるところにより、当該書式に準じた書式として差し支えない。）により各省各庁の長に対し、繰越しをされたい旨の申請をすること。

（２）各省各庁の長は、（１）の定めにより支出負担行為担当官から提出された繰越計算書を審査して歳出予算の繰越し（以下「繰越し」という。）をする必要があると認め、又は支出負担行為担当官への示達未済に係る歳出予算を翌年度に繰り越して使用する必要があると認めて、財政法第 43 条第 1 項の規定により繰越しについて財務大臣又は財務局長、福岡財務支局長若しくは沖縄総合事務局長の承認を経ようとするときは、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正 11 年財務省令第 20 号）別表第 10 号書式の繰越計算書を、各省各庁の本省及び本庁（以下「本省本庁」という。）の支出負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算の繰越し及び支出負担行為計画の示達未済歳出予算の繰越しにあっては財務大臣に、本省本庁以外の支出

負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算の繰越しにあっては当該支出負担行為担当官の在勤地を管轄する財務局長（当該在勤地が福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局長とする。）又は沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）に提出すること。

なお、この場合において同計算書は別紙第１号書式の繰越計算書の記載方法に準じ、当該繰越しに係る支出負担行為済額等を記載することとし、以下２の（１）の繰越計算書において同様とすること。

（３）各省各庁の長は、財務局長等の承認に係る繰越しについて繰越しをしたときは、すみやかにその旨を別紙第３号書式の繰越額確定計算書により当該財務局長等に通知すること。

（４）各省各庁の長は、財政法第 43 条第 3 項（第 43 条の 2 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 25 条の 2 又は特別会計法の規定により、繰越しについて財務大臣及び会計検査院に通知をするときは、別紙第２号書式の繰越済通知書によること。なお、繰越しについての財務大臣及び会計検査院への通知の規定がない特別会計において繰越しをした場合にも、同書式の繰越済通知書により財務大臣及び会計検査院に通知すること。

２　繰越しに係る支出負担行為担当官等が繰越しに関する事務を行う場合

（１）会計法第 46 条の 2 又は第 48 条の規定により繰越しの手続に関する事務の委任を受けている職員又は都道府県知事若しくは都道府県の吏員（以下「繰越しに係る支出負担行為担当官等」という。）は、財政法第 43 条第 1 項の規定により、繰越しについて財務局長等の承認を経ようとするときは、国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令別表第 10 号書式の繰越計算書を、当該繰越しに係る支出負担行為担当官（当該支出負担行為担当官が本省本庁の支出負担行為担当官である場合は、当該繰越しに係る歳出予算を執行する支出負担行為担当官等とする。）の在勤地を管轄する財務局長等に提出すること。

（２）繰越しに係る支出負担行為担当官等は、繰越しについて財務局長等の承認があったときは、各省各庁の長の定めるところにより、各省各庁の長に対し承認があった旨の報告をすること。

（３）繰越しに係る支出負担行為担当官等は、繰越しを必要とする額が確定したときは、別紙第３号書式の繰越額確定計算書により、各省各庁の長に対し繰越しをされたい旨の申請をすること。

（４）繰越しに係る支出負担行為担当官等は、繰越しを必要とする額が確定したときは、その旨を別紙第３号書式の繰越額確定計算書により、当該繰越しについて承認をした財務局長等に通知すること。

この場合において、繰越しに係る支出負担行為担当官等は、後日、当該繰越額確定計算書の記載事項を変更する必要が生じたときは、すみやかにその旨を先に送付した繰越額確定計算書の写しに所要の訂正をして当該財務局長等に通知すること。

（５）繰越しに係る支出負担行為担当官等が繰越しの手続に関する事務を行う場合における各省各庁の長からの財務大臣及び会計検査院への通知についても１の（４）の

定めと同様とすること。

3　その他

予算決算及び会計令第 24 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項に定める繰越計算書の提出又は繰越しの通知の期限は、いずれも最終の期限を定めたものであるから事情の許す限り、すみやかに提出又は通知すること。

第２　繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担をする場合の手続について

1　各省各庁の長が繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担に関する事務を行う場合

（１）各省各庁の長が会計法第 46 条の 2 又は第 48 条の規定による繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担（以下「翌債」という。）に関する事務の委任をしていない場合においては、支出負担行為担当官は、各省各庁の長からの示達に係る歳出予算について翌債をする必要があると認めるときは、別紙第４号書式の翌年度にわたる債務負担の承認要求書（以下「承認要求書」という。）を各省各庁の長に提出すること。

（２）各省各庁の長は、（１）の定めにより支出負担行為担当官から提出された承認要求書を審査して翌債の必要があると認め、又は支出負担行為担当官への示達未済に係る歳出予算について翌債をする必要があると認めて、財政法第 43 条の 3 の規定により翌債について財務大臣又は財務局長等の承認を経ようとするときは、承認要求書を本省本庁の支出負担行為担当官が行う翌債及び支出負担行為計画の示達未済歳出予算に係る翌債にあっては財務大臣に、本省本庁以外の支出負担行為担当官が行う翌債にあっては当該支出負担行為担当官の在勤地を管轄する財務局長等に提出すること。

2　翌債に係る支出負担行為担当官等が翌債に関する事務を行う場合

（１）会計法第 46 条の 2 又は第 48 条の規定により翌債の手続に関する事務の委任を受けている職員又は都道府県知事若しくは都道府県の吏員（以下「翌債に係る支出負担行為担当官等」という。）が、財政法第 43 条の 3 の規定により、翌債について財務局長等の承認を経ようとするときは、承認要求書を当該翌債に係る歳出予算を執行する支出負担行為担当官（当該支出負担行為担当官が本省本庁の支出負担行為担当官である場合は、当該翌債に係る支出負担行為担当官等とする。）の在勤地を管轄する財務局長等に提出すること。

（２）翌債に係る支出負担行為担当官等は、翌債について財務局長等の承認があったときは、各省各庁の長の定めるところにより、各省各庁の長及び繰越しに係る支出負担行為担当官等に対し翌債の承認があった旨の報告又は通知をすること。この場合において、翌債に係る支出負担行為担当官等が繰越しに係る支出負担行為担当官等を兼ねているときは、繰越しに係る支出負担行為担当官等への通知は、省略することとする。

第３　翌年度にわたって支出すべき債務の負担について財務大臣又は財務局長等の承認を経た経費の明許繰越しについて

１　財政法第 43 条の 3 の規定により翌債をした経費について同法第 14 条の 3 第 1 項の規定による繰越しをしようとする場合において、当該翌債が財務大臣又は財務局長等の承認を経たところに従って行われ、かつ、当該繰越しに係る事項及び事由が財務大臣又は財務局長等の承認を経た翌債の事項及び事由によるものであるとともに、当該繰越しをしようとする金額が財務大臣又は財務局長等の承認に係る承認要求書に記載されている翌年度所属として支出すべき金額の範囲内にとどまるものであるときは、当該繰越しについては、財政法第 43 条第 1 項の規定による財務大臣の承認があったものとすること。

２　１の定めにより財務大臣の承認があったものとされた場合における財政法第 43 条第 3 項及び予算決算及び会計令第 25 条の 2 の規定による繰越しについての財務大臣及び会計検査院への通知は別紙第２号書式の繰越済通知書によること。

この場合において、当該繰越済通知書の記載事項のうち、各省各庁の長が財務局長等の承認を経た翌債に係るものがあるときは、各省各庁の長は、すみやかにその旨を別紙第３号書式の繰越額確定計算書により当該財務局長等に通知すること。

３　繰越しに係る支出負担行為担当官等は、１の定めにより財務大臣の承認があったものとされた繰越しについて、繰越しを必要とする額が確定したときは、第１の２の（３）及び（４）の定めに準じ、各省各庁の長及び当該繰越しに係る翌債について承認をした財務局長等に対し、申請をし、及び通知すること。

第４　その他

１　この通達は、平成 10 年 10 月 1 日から適用すること。（２は記載省略）

第１号書式

番　　号
令和　年　月　日

各省各庁の長あて　　支出負担行為担当官　官職　氏名　印

繰越計算書（　繰越しの分）

所管　年度　会計　支出官　官職　氏名　に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円	円			

○繰越を必要とする理由

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とすること。
2　繰越明許費の繰越しと事故繰越しとは、別葉に作成すること。
3　記載事項が２葉以上にわたる場合は、各葉の右上方余白にページ数を付すこと。
4　「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄の項及び目については、当該項及び目に係るコード番号を付すること。
5　勘定の区分がある特別会計にあっては、「部局等、項及び目(目の細分）並びに事項」欄に勘定名を記載すること。
6　既承認に係る翌債について繰越しの承認を経ようとする場合は、「要繰越額」欄に、当該既承認に係る承認要求書に記載されている翌年度所属として支出すべき金額を上段にかっこ内書すること。
7　「摘要」欄は、繰越しをしようとする事項の経費について、その該当する項目を記載すること。なお、繰越しをしようとする事項の経費が国庫債務負担行為若しくは継続費に係るもの又は事故繰越しをしようとするものであるときは、上段にかっこ書で当該国庫債務負担行為若しくは継続費又は当該事故繰越しに係る当初の支出負担行為済額及び支出負担行為年月日を記載すること。
8　「繰越しを必要とする理由」欄は、その実態を正確かつ簡潔に把握できるよう根拠となる法令の条項、繰越しを必要とする事由その他必要な事項を箇条書等により記載すること。

第２号書式

財　務　大　臣
会計検査院長　あて

番　　号
令和　年　月　日

各省各庁の長　印

繰越済通知書（　繰越しの分）

所管　年度　会計

部局等、項及び目(目の細分)並びに事項	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	流用等増△減額	予算現額	支出済額	不用額	翌年度へ繰越額			翌年度の部局等、項及び目	摘要
								繰越承認額	前回まで報告済額	今回報告額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とすること。
2　繰越しの種類（明許繰越し、事故繰越し、継続費の繰越し、特別会計法令に基づく繰越し）ごとに作成すること。
3　記載事項が２葉以上にわたる場合は、各葉の右上方余白にページ数を付すこと。
4　「部局等、項及び目(目の細分）並びに事項」欄及び「翌年度の部局等、項及び目」欄の項及び目については、当該項又は目に係るコード番号を付すること。
5　勘定の区分がある特別会計にあっては、「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄に勘定名を記載すること。
6　一般会計において、前年度から繰り越された経費の金額、予備費使用書の決定により配賦された経費の金額又は移用し、若しくは流用した経費の金額について予算の移替えを行った経費の金額がある場合には、「流用等増△減額」欄の次に「予算決定後移替増△減額」欄を設け、これを記載すること。
7　特別会計において、弾力条項を適用して経費を増額した金額がある場合には、「予備費使用額」欄の次に「弾力条項による使用額」欄を設け、これを記載すること。
8　繰越しの通知に関係のない部局等、項、目(目の細分）及び事項は、「その他の部局等」、「その他の項」、「その他の目」、「その他の事項」として各欄に記載し、所管合計（特別会計にあっては、会計合計又は勘定合計）を記載すること。
9　「支出済額」欄及び「不用額」欄は、この通知書作成時における見込額を記載すること。
10　「翌年度へ繰越額」欄の「前回まで報告済額」欄には、繰越しの種類に関係なく前回までに報告した額を記載すること。
11　「翌年度へ繰越額」欄の「前回まで報告済額」及び「今回報告額」の各欄は、前回まで報告済額及び今回報告額のうち、支出負担行為額をそれぞれ上段にかっこ内書で記載すること。
12　「摘要」欄は
（１）当該繰越しに係る承認年月日発遣番号その他参考となる事項
（２）特別会計において特別の規定によって繰り越した場合は、その根拠となる法令の条項
（３）この通知書作成時以降に繰越見込額がある場合は、その繰越しの種類及び繰越見込額を記載する。

第３号書式

番　　号
令和　　年　　月　　日

各省各庁の長又は財務局長等あて

各省各庁の長又は繰越しに係る支出負担行為担当官等
官職　　氏名　　印

繰　越　額　確　定　計　算　書

所管　　年度　　会計　　繰越しの種類（明許繰越し、事故繰越し、継続費の繰越し、特別会計法令に基づく繰越し）

区分 部局等、項及び目(目の細分)並びに事項	歳出予算現額	支出済額	不用額	繰越承認額	翌年度へ繰越額		翌年度の部局等、項及び目	摘要
					前回まで報告額	今回報告額		
（部局等） （項） （目） （目の細分） 事　　項	円	円	円	円	円	円		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とすること。
2　記載事項が２葉以上にわたる場合は、各葉の右上方余白にページ数を付すこと。
3　「部局等、項及び目(目の細分）並びに事項」欄及び「翌年度の部局等、項及び目」欄の項及び目については、当該項及び目に係るコード番号を付すること。また、勘定の区分がある特別会計にあっては、当該各欄に勘定名を記載すること。
4　「歳出予算現額」欄は、
（１）各省各庁の長が作成する場合にあっては、「歳出予算現額（本省本庁直轄分）」とし、
（２）支出負担行為担当官等が作成する場合にあっては、「支出負担行為計画示達額」とすること。
5　「歳出予算現額」、「支出済額」及び「不用額」の各欄には当該項、目及び目の細分の総額を掲起すること。
6　「翌年度へ繰越額」欄の「前回まで報告額」及び「今回報告額」の各欄には、前回までの報告額及び今回報告額のうち、支出負担行為済額をそれぞれ上段にかっこ内書で記載すること。
7「摘要」欄には、当該繰越しに係る繰越し又は翌債の承認年月日、発遣番号、当該繰越しが翌債に係る繰越しである場合は、翌債に係る支出負担行為担当官等名その他参考となる事項を記載すること。

第４号書式

番　　号
令和　　年　　月　　日

財務大臣又は財務局長等あて

各省各庁の長　　印
（翌債に係る支出負担行為担当官等　官職　氏名印）

翌年度にわたる債務負担の承認要求書

所管　　年度　　会計　　支出負担行為担当官　官職氏名　　に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		摘要			
			本年度分	翌年度分	支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円			

○○翌年度にわたる債務負担を必要とする理由

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とすること。
2　記載事項が２葉以上にわたる場合は、各葉の右上方余白にページ数を付すこと。
3　「部局等、項及び目(目の細分）並びに事項」欄の項及び目については、当該項及び目に係るコード番号を付すること。
4　勘定の区分がある特別会計にあっては、「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄に勘定名を記載すること。
5　「摘要」欄は、翌債をしようとする事項の経費について、その該当する項目を記載すること。
6　「翌年度にわたる債務負担を必要とする理由」欄は、その実態を正確かつ簡潔に把握できるよう、翌債を必要とする事由その他必要な事項を箇条書等により記載すること。
7　翌債について承認を経た後において、当該承認に係る債務負担を増額する必要がある場合は、当該増加額及びその増加を必要とする理由を記載するとともに、既承認に係る翌年度にわたる債務負担を必要とする額及び支出見込額内訳の金額を当該各欄にかっこ書で上段に付記し、承認要求書の右上方余白に「変更の分」と記載すること。

（財務省財務局長等の承認事務手続）

【歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担をする場合の承認の手続について（抄）】

平成 10 年 9 月 22 日蔵計第 2355 号
主計局長から財務局長等あて
改正平成 13 年 1 月 5 日蔵計第 2781 号
改正平成 20 年 3 月 28 日財計第 753 号

今般、歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続が定められ、別紙のとおり各省各庁の長に通知されたが、これらの手続に対応すべき財務局長等における歳出予算の繰越し等に関する手続を次のとおり定めたので通知する。

第１　歳出予算の繰越しの承認の手続について

財務局長若しくは福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、各省各庁の長又は会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 46 条の 2 若しくは第 48 条の規定により歳出予算の繰越しの手続に関する事務の委任を受けた職員又は都道府県知事若しくは都道府県の吏員（以下「繰越しに係る支出負担行為担当官等」という。）から提出される繰越計算書を受理し、審査のうえ、適当と認めて歳出予算の繰越し(以下、「繰越し」という。また、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 14 条の 3 第 1 項の規定による繰越しを「明許繰越し」と、同法第 42 条ただし書の規定による繰越しを「事故繰越し」という。)の承認をしたときは、別紙第１号書式の歳出予算繰越承認報告書を主計局司計課に提出すること。

第２　繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担をする場合の承認の手続について

財務局長等は、各省各庁の長又は会計法第 46 条の 2 若しくは第 48 条の規定により繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担（以下「翌債」という。）の手続に関する事務の委任を受けた職員又は都道府県知事若しくは都道府県の吏員(以下「翌債に係る支出負担行為担当官等」という。）から提出される翌年度にわたる債務負担の承認要求書（以下「承認要求書」という。）を受理し、審査のうえ、適当と認めて翌債の承認をしたときは、別紙第２号書式の翌年度にわたる債務負担の承認報告書を主計局司計課に提出すること。

第３　その他

１　各省各庁における繰越し及び翌債の承認の手続については、各省各庁の長から繰越し及び翌債に係る支出負担行為担当官等に対し、それぞれ通知されていると思われるが、財務局若しくは福岡財務支局又は沖縄総合事務局においても、管下の繰越し及び翌債に係る支出負担行為担当官等に対し、その趣旨を周知徹底し、事務の正確な励行を図るよう配慮すること。

2　この通達は、平成 10 年 10 月 1 日から適用すること。（3は記載省略）

第１号書式

番　　号
令和　　年　　月　　日
財　務　局　長　等　印

財務大臣あて

歳出予算繰越承認報告書（〇〇繰越しの分）

〇〇省所管
平成〇〇年度〇〇会計

支出負担行為担当官	
官　署　支　出　官	

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘要			
			繰越承認済額	要繰越額		支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円	円			

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格 A 列４とすること。
　　２　明許繰越しと事故繰越しとは、別葉で作成すること。
　　３　「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄の項及び目については、当該項及び目に係るコード番号を付すること。
　　４　勘定の区分がある特別会計にあっては、「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄に勘定名を記載すること。
　　５「支出負担行為計画示達額」欄は、各省各庁の長が作成した繰越計算書に係るものである場合にあっては、「予算現額」とすること。
　　６　明許繰越しにあっては、既承認に係る翌債について、繰越しの承認をした場合は、「要繰越額」欄に当該既承認に係る承認要求書に記載されている翌年度所属として支出すべき金額を上段にかっこ書きすること。
　　７　「摘要」欄は、繰越しを承認した事項の経費について、その該当する項目を記載すること。なお、繰越しを承認した事項の経費が国庫債務負担行為若しくは継続費に係るもの又は事故繰越しを承認したものであるときは、上段にかっこ書で当該国庫債務負担行為若しくは継続費又は当該事故繰越しに係る当初の支出負担行為済額及び支出負担行為年月日を記載すること。
　　８　記載事項が２葉以上にわたる場合は、各葉の右上方余白にページ数を付すこと。

第２号書式

番　　号
令和　　年　　月　　日
財　務　局　長　等　印

財務大臣あて

〇〇省所管
平成〇〇年度〇〇会計

翌年度にわたる債務負担の承認報告書

支出負担行為担当官　〇〇に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		摘要			
			本年度分	翌年度分	支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円			

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格 A 列４とすること。
　　２　「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄の項及び目については、当該項及び目に係るコード番号を付すること。
　　３　勘定の区分がある特別会計にあっては、「部局等、項及び目（目の細分）並びに事項」欄に勘定名を記載すること。
　　４　「摘要」欄は、翌債を承認した事項の経費について、その該当する項目を記載すること。
　　５　翌債について承認を経た後において、当該承認に係る債務負担額を増額する必要がある場合は、既承認に係る翌年度にわたる債務負担を必要とする額及び支出見込額内訳の金額を当該各欄にかっこ書で上段に付記し、承認報告書の右横に「(変更の分)」と記載すること。
　　６　記載事項が２葉以上にわたる場合には、各葉の右上方にページ数を付すこと。

２　簡素化関係

【繰越計算書における補助事業等に係る事項のたて方及び要繰越額の算定について】

昭和 53 年 2 月 24 日事務連絡第 23 号

補助事業等についての交付決定が設置者等単位で行われ、当該補助事業等の内容が、性質上可分な数施設又は数地区等を対象として施行されている場合で、設置者等単位では、当該補助事業等が完了しないが、性質上可分な施設又は地区等が完了したときにおける未完成施設又は未完成地区等に係る繰越計算書の事項のたて方及び要繰越額の算定は、補助事業者等の財政負担の軽減を図る等の趣旨から、５２年度以降、下記によっても差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いについては、関係省庁とは協議済であるので念のため。

記

１　繰越計算書の事項のたて方については、交付決定単位に係る補助金等のうち、未完成施設又は未完成地区等を付した事項とすることができる。

２　繰越計算書の要繰越額の算定については、交付決定単位に係る補助金等のうち、未完成施設又は未完成地区等に係る補助金等の未完成部分に係る額とすることができる。この場合における一割留保額は、未完成施設又は未完成地区等に係る補助金等の額を対象にして留保するものであることを申し添える。

（参考）　設　例

ケース	改正前後の区分	交付決定の単位	交付決定額（A）	概算払における１割留保額（B）	交付決定額の内訳（C）	年度末における 完成額（D）	年度末における 未完成額（E）	繰越計算書 事項	繰越計算書 要繰越額（F）	備考
ケースA	改正前	A市小学校校舎の新増築事業	1,000,000	100,000	a小学校 250,000	250,000	0	A市c小学校校舎の新増築事業に必要な経費1割留保に係るもの	0	事例Ⅰの場合 B>Eであり、Fはc校の未完成額と1割留保に係る額との合計額となる。 事例Ⅱの場合 B<Eであり、Fはc校の未完成額となる。
					b小学校 300,000	300,000	0		0	
					c小学校 250,000	Ⅱ 0 Ⅰ 230,000	Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000		Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000	
					d小学校 200,000	200,000	0		Ⅰ 80,000	
					計 1,000,000	計 Ⅱ 750,000 Ⅰ 980,000	計 Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000		計 Ⅱ 250,000 Ⅰ 100,000	
	改正後	同上	同上	（ 25,000 ）	a小学校 250,000	250,000	0	A市c小学校校舎の新増築事業に必要な経費	0	事例Ⅰの場合 B>Eであり、Fはc校B相当額となる。 事例Ⅱの場合 B<Eであり、Fはc校の未完成額となる。
				（ 30,000 ）	b小学校 300,000	300,000	0		0	
				（ 25,000 ）	c小学校 250,000	Ⅱ 0 Ⅰ 230,000	Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000		Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000	
				（ 20,000 ）	d小学校 200,000	200,000	0		0	
				（計100,000 ）	計 1,000,000	計 Ⅱ 750,000 Ⅰ 980,000	計 Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000		（計 Ⅱ 250,000 Ⅰ 20,000）	
ケースB	改正前	B市小学校校舎の新増築事業	1,000,000	100,000	a小学校 250,000	250,000	0	B市小学校校舎の新増築事業に必要な経費	0	B<E （120,000）であり、Fはc校、d校それぞれの未完成額の合計額となる。
					b小学校 300,000	300,000	0		0	
					c小学校 250,000	230,000	20,000		20,000	
					d小学校 200,000	100,000	100,000		100,000	
					計 1,000,000	計 880,000	計 120,000		計 120,000	
	改正後	同上	同上	（ 25,000 ）	a小学校 250,000	250,000	0	B市ｃ小学校校舎の新増築事業に必要な経費	0	c校の場合 B>Eであり、FはB相当額となる。 d校の場合 B＜Eであり、Fは未完成額となる。 このケースの場合は、改正後の要繰越額＞改正前の要繰越額であるので、事務連絡の趣旨から改正前の取り扱いによるものとする。
				（ 30,000 ）	b小学校 300,000	300,000	0		0	
				（ 25,000 ）	c小学校 250,000	230,000	20,000		25,000	
				（ 20,000 ）	d小学校 200,000	100,000	100,000	B市d小学校校舎の新増築事業に必要な経費	100,000	
				（計100,000 ）	計 1,000,000	計 880,000	計 120,000		（計 125,000）	

（注）　本件事務連絡の実施に関連し、毎会計年度、各省各庁の長が財務大臣に協議している「一般会計及び特別会計の歳出予算に係る概算払の1割留保の解除の条件」に当っての条件として、従来の、「支出官において、補助事業等が年度内に完成し、かつ補助金等が過払とならないことを確認した場合は、支払計画承認額の範囲内において、補助金の所要額に達するまでの金額を概算払することができる。」のほか、５２年度から新たに「なお上記補助事業等のうち、性質上可分な施設又は地区等に係るものの完成部分にあたっては、その完成部分に係る補助金等の所要額に達するまでの金額を概算払することができる。」を追加している。

【災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越の事務手続について】

令和元年 10 月 9 日事務連絡第 3794 号
改正　令和 6 年 6 月 21 日事務連絡第 2950 号

災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越しの事務手続については、別紙により対応をしていただきますよう、よろしくお願いします。

また、繰越手続に関する事務を委任している貴管下職員等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

（別紙）

災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越の事務手続について

被災自治体における事務負担の軽減を図ることを目的とし、被災地域の復旧・復興事業の円滑な執行に資するよう、災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越の事務手続については、今後、下記のとおり処理することとする。

（注）事務手続を簡素化するものであるが、法令等の要件に変わりはないことに十分留意しつつ、申請に当たっては「支出負担行為後に生じた避け難い事故」等の要件を確実に確認すること。

記

１．対象事業（経費）

地震等の災害による復旧・復興事業を対象とする。

（注）地震等の災害の規模を問わない。

被災箇所において実施する災害関連事業及び被災地域において実施する具体の災害（被災）からの復旧・復興を目的として予算計上された事業を含む。

（例）

対象とする事業	対象とならない事業
・災害復旧事業 ・被災地域において実施する再度災害防止対策事業 ・災害公営住宅整備事業 ・中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 ・災害廃棄物等処理事業費 ・具体の災害（被災）からの復興事業	・老朽化対策事業 ・耐震化事業 ・防災減災事業 ・その他の一般事業

※疑義がある場合は照会されたい。

２．理由書

通常、事故繰越の申請に当たっては、その性質等に照らし、事業概要、事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項を理由書に記載しているところであるが、１．対象事業（経費）については、様式（別紙１）により、必要最低限の事項を簡潔に記載し提出することができることとする。

なお、災害復旧・復興事業であることが確認できるよう、具体の災害（被災状況）について理由書に簡記すること。

３．理由書における事故事由

事故事由の記載に当たっては、過去の事例や被災地域の状況等を踏まえ、類型化・定型化した例文を「参考資料集」（別紙２）として取りまとめたので参考にされたい。

４．審査表

審査表の提出は省略とする。

５．財務局等の審査に必要な資料

通常、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

なお、既存の関係資料については事業終了後３年を目処に保存願いたい。

６．財務局ヒアリング

財務局ヒアリングは行わない。

７．その他

（１）各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等と緊密な連絡をとり、事務手続が円滑に行われるよう必要な支援等を行うこととする。

（２）財務省会計センターは、繰越計算書等の官庁会計システムの入力に関して、申請者への支援を行うこととする。

（３）５．において提出を省略した既存の関係資料については、後日、その保存状況等について、各財務局等において確認作業を行うこととする。

以下に沿って記入をお願いします。

【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

災　害

支出負担行為担当官	○○県○○部長

1 事故繰越しの概要について記載する。

（①を記入）

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○省	組織・項	○○本省　○○災害復旧事業費
「目」の名称	○○災害復旧事業費補助	「目の細分」の名称	○○災害復旧事業費補助
事項名	○○県に対する令和○○年発生災害に係る○○災害復旧事業費補助		
箇所名	第△△号		
所　在	○○県○○市○○町○○地先～△△地先		
事業内容	○○復旧事業 復旧延長　L=870m　表層工　A=4,350㎡ 擁壁工　V=14,000㎥　仮設工　N=１式		
具体の災害（被災状況）	令和○○年○○地震により被災した○○の復旧事業		
要繰越額	○○，○○○，○○○ 円		

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入してください。

災害復旧・復興事業（経費）であることが確認できるよう、具体の災害（被災状況）について簡記し

2 前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である（当該経費の事故繰越しではない場合は「２」にチェックし「１－１」「１－２」のチェックは不要）。

（②を記入）

②前年度における明許繰越し（翌債）時の関係書類の確認

✓	１．前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である
	２．前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費ではない

「１」に該当する場合は、以下の２項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「１－１」に該当しない場合は具体の理由を記入してください。

✓	１－１．「要繰越額」は前年度における明許繰越し（翌債）承認後の繰越額（確定額）の範囲内であることを確認
	「１－１」に該当しない理由：
✓	１－２．「箇所別調書及び理由書」（事項名、箇所名及び繰越事由がわかるページのみで可）を添付

添付を省略する場合は、要

事項名	○○県に対する令和○○年発生災害に係る○○災害復旧事業費補助						
箇所名	第△△号						
繰越事由	計画に関する諸条件	設計に関する諸条件	気象の関係	用地の関係	補償処理の困難	資材の入手難	試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難
		イ					
	内容		その他の場合は事由を記入				
	湧水処理						

前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費（本省繰越しを含む）であること等について、当該欄を確認の上、以下の点に留意しつつ、確認・添付を了したあとに✓を入れてください。

（留意点）
・前年度に明許繰越し（翌債）を行っていない場合は、「２」に✓を入れ、「１－１」「１－２」の✓は不要です。
・前年度からの繰越事業分（全額明許繰越し）と本年度事業分の予算をまとめて契約（交付決定）した場合であって、その全額を事故繰越しとして承認申請するものについては、原則、繰越「事項」をそれぞれ別立ててください。
・「箇所別調書及び理由書」を添付する場合であって、それに複数事項（箇所）の記

3 支出負担行為は実施済みである。

（③を記入）

③

支出負担行為年月日	R5　年　12　月　1　日
支出負担行為済額	○○，○○○，○○○ 円

当初（変更があった場合は変更後※）の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。
なお、当該欄は、「繰越計算書（事故繰越しの分）」の同欄のうち上段（　）書きと原則一致させてください。
※「変更があった場合」とは、変更契約等（補助事業等においては変更交付決定）により新たな債務負担額が発生する（＝支出負担行為に該当する）場合を指し、期限変更のみ等の新たな債務負担額が発生しない（＝支出負担行為に該当しない）場合は、当初

4 事故が生じた年月日は③より後である。

（④を記入）

④

事故発生年月日	R6　年　7　月　17　日	（～　R6　年　11　月　22　日）

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入してください。

5 事故事由

（⑤を記入）

⑤

事故事由	類型	建設資材
	事由	工事着手後の令和6年7月17日に請負業者から、第△△号（県道○○号）の災害復旧事業に必要となる資材のうち、生コン（必要量14,000㎥のうち9,000㎥）の入手が困難であるとの申し出があった。これにより、令和6年7月17日から令和6年11月22日までの約3か月間、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。請負業者は、別の入手方法を検討するも、予定数量の確保はできなかった。
	箇所	

「事故繰越しの主な類型と理由の例」のうち該当するものを選択してください（該

支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について、「事故繰越しの主な類型と理由の例」を参考に記入してください。
なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合、それと同じ繰越事由

事故が生じた箇所を記入してください（事故が特定の箇所に係るものでない場合は記入不要）。
なお、記入に代えて地図を添

6 事故事由は当該年度中の事由である。

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである。

（⑥を記入）

⑥

当初の事業計画	R5	年	12	月	1	日	～	R6	年	3	月	29	日
明許繰越し（翌債）後の事業計画	R5	年	12	月	1	日	～	R7	年	2	月	14	日
事故繰越し後の事業計画	R5	年	12	月	1	日	～	R7	年	7	月	31	日

明許（翌債）承認時の「事務事業の完了の見込年月日」を記入してください。改め明許の場合には、改め明許承認時の事業計画を記入してください

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認してください。

8 事故事由に記載した内容以外に事業の遅れの原因がある場合には、事業計画との比較により理由を記載する。

（⑦を記入）

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較（中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など）で説明してください。

［工期の長期化の理由］
契約締結時点における生コンの需給量については、特に逼迫した状況にはなかったものの、令和6年7月17日になって更に緊急を要する6月発生○○災による需要量の増加から供給が間に合わない状況となったものである。地区内にある生コン業者3社に供給可能か確認したところ、各社とも余裕はなく供給は困難であるとの回答であった。加えて、工事の騒音発生により近隣の住民から令和6年2月1日に苦情があり、作業時間を短縮するなどの対応を行ったことから、約1か月の工期延長が必要となった。
（地区内の生コン受給関係）
地区内　３社合計　生産量70,000㎥/月　、　需要増100,000㎥/月
災害復旧工事　必要量14,000㎥　⇒　供給可能量5,000㎥

事故事由について、補足がある場合には記入してください。
また、契約（補助金等の交付決定）を複数回行っている場合については、その日付、回数及び契約（補助金等の交付決定）額の増減の有無を記入してください。
（例）補助金等の交付決定を複数回行っている場合
［契約の推移］
R●年●月●日　交付決定
R●年●月●日　変更交付決定（1回目、期間延長のみ）

事故繰越しをすることは適切である。

✓ 本件は、具体の災害に係る復旧・復興事業（経費）の事故繰越しであることから、令和6年6月21日付事務連絡第2950号に基づき、本様式により申請するものである。

本様式による申請の対象経費であることを確認の上、✓を入れてください。

連絡先	○○県△△部□□課
TEL	012-345-6789
担当	財務　太郎

（別紙2）

災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越事務

「参考資料集」

令和元年10月9日

（目次）

事故繰越要因「類型別・定型文章例」

1 自然災害 ・・ 1
2 建設資材 ・・ 1
3 作業員 ・・・ 2
4 入札不調（補助事業の場合） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5 地元住民等調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6 地中埋設物 ・・ 3
7 地権者等 ・・ 3
8 請負業者の倒産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
9 他事業等との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
10 事業実施（工事現場など）にあたり発生した障害 ・・・・・・・・・ 5
11 用地の確保 ・・ 5
12 行方不明者の捜索 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
13 建築制限 ・・・ 6

～　事故繰越しの主な類型と理由の例　～

＜理由記載にあたってのポイント＞

① 当初予定したスケジュール（行程）を記載！
② どのような事象（事故要因）が発生し、どのような状況になったかを記載！
③ 事象発生後に、どのような対応（処置）をとったかを記載！

（例示）

●●施設の復旧工事について、

①本工事の着手を●月●日に予定していたが、

②●年●月●日の台風●号により、本工事の資材搬入路である市道●号線が大規模に被災し、通行不能となった。この復旧に●ケ月程度の時間を要する見込みであり、本工事の着手を●月に延期せざるを得なくなった。

③本工事箇所は当該道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの約●ケ月間、工事を中断することとなり、

年度内の完了が困難となった。

1　自然災害	
①	●●施設の復旧工事について、本工事の着手を●月●日に予定していたが、●年●月●日の台風●号により、本工事の資材搬入路である市道●号線が大規模に被災し、通行不能となった。この復旧に●ケ月程度の時間を要する見込みであり、本工事の着手を●月に延期せざるを得なくなった。本工事箇所は当該道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの約●ケ月間、工事を中断することとなり、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事の工事着手後の●年●月●～●日に発生した風浪により再度被災し、●●の工程から●●の工程まで、約●割程度やり直しせざるを得ない手戻り工事が発生したことから、約●ケ月の工期延長を余儀なくされ、年度内の完了が困難な状況となった。
③	●●地区●●工事の工事着手後の●年●月●～●日における記録的な豪雪により、本地区において積雪●cmを記録（例年は●cm程度）。除雪作業に相当な日数を要したことから本工事箇所への交通経路が復旧するのに約●ケ月の期間を要し、その結果、工事の中断を余儀なくされ、年度内の完了が困難な状況となった。
2　建設資材	
①	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に請負業者から、●●●に必要となる資材のうち、生コン（必要量●㎥のうち●㎥）の入手が困難であるとの申し出があった。これにより、●月～●月までの●ケ月間、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。請負業者は、別の入手方法を検討するも、予定数量の確保はできなかった。

②	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に請負業者から、復興需要の急増によりブロック製造業者において製造の遅延が生じており、●●●●に必要となるブロック（必要量●㎥のうち●㎥）が予定どおり入手できないとの申し出があった。このため、工場における製造が完了する間（●月までの●ケ月間）、工事を中断せざるを得ない状況となり、年度内の完了が困難となった。
③	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、必要とされる資材である土砂の入荷が不安定であり、工事が遅延するとの申し出があった。これにより新たな供給先の検討及び入荷土砂の品質検査が必要となったため、●月～●月までの●ケ月間、工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。
④	●●地区●●工事の工事着手にあたり、工事を施工するための機材の手配を進めていたところ、●●を行うための機材の需要が逼迫しており、必要台数●台のうち●台が手配困難な状況となった。残りの必要台数の手配を行いつつ、予定より少ない手配済みの台数で施工開始したが、手配ができなかった機材の関係で●月～●月までの●ケ月間、工事を一時中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。
⑤	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、外注先である設計会社の繁忙を理由に工事遅延の申し出があった。平行して他の設計会社に依頼する方向を模索するも引受先を見つけることができなかった。このことにより約●ケ月の遅れが生じたため、年度内の完了が困難となった。
⑥	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に受注業者から、資材の高騰、人件費の値上がりから受注額超過になるため、このまま工事を進められない旨申し出があった。このため●●（積算見直し、設計見直し、契約変更など）を行う必要が生じ、約●ケ月の遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となった。
3	作業員
①	●●地区●●工事の契約締結後の●月●日に請負業者から、工事実施にあたり作業員の確保を行ったところ、●年●月に発生した●●地震後の労働需要の急増から、予定人員の●割しか確保することができなかった旨報告があった。請負業者は、人員確保に努めているものの、予定を大幅に下回る人員で行っていることから、●ケ月の遅延が生じ、年度内の完了が困難となった。
4	入札不調（補助事業の場合）
①	＜年度内に契約ができた場合＞ ●月●日に交付決定を受けた後、補助事業者による入札を行ったところ、●年●月に発生した●●地震からの復旧・復興事業に係る事業の集中による資材価格の高騰などの影響により価格が折り合わず、●回入札不調となり（●回目の入札日（●月●日））、●ケ月程度の遅れが生じた。その後、規模や工期を見直した上で契約を行うことができたが、●●（資材、人員確保など）の状況を踏まえた計画変更により予定工期に遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。

②	＜現状、契約はできていないが年度内に契約の見通しがある場合＞ ●月●日に交付決定を受けた後、補助事業者による入札を行ったところ、●年●月に発生した●●地震からの復旧・復興事業に係る事業の集中による資材価格の高騰などの影響により価格が折り合わず、●回入札不調となった(●回目の入札日(●月●日))。今後、●●(規模、工期、資材・労務単価など)の見直しを行い年度内に契約を行う見込みとなっている。
5　地元住民等調整	
①	●●地区●●工事において、●月●日に●●について利用者との合意を得た上で事業を開始したところであったが、●月●日に利用者側から●●を理由に●●の変更を求められた。これにより利用者との再度調整を行った結果、●●の見直しを図ることとなり、約●ケ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
②	●●処理事業において、当初受入を了解していた●●自治体から、●月●日に●●に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があった。この調整のため約●ケ月程度の遅れが生じており、年度内の完了が困難となった。
6　地中埋設物	
①	●●地区●●工事の掘削工事を開始したところ、●月●日に当初想定していなかった●●(コンクリートガラ、配管など)の地中障害物が多数発見された。このため、障害物の撤去作業の追加、作業効率の低下に伴い、●ケ月の遅延が生じ、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事の工事着手後、●月●日に埋蔵文化財の試掘調査を実施したところ予想以上の文化財の存在が確認された。このため、埋蔵文化財の詳細調査を行うことに伴い、工事の中断を余儀なくされた。更に、工事の集中などにより、埋蔵文化財発掘調査員の不足も加わり、●月～●月までの●ケ月(通常●ケ月程度)の期間を要することになったため、年度内の完了が困難となった。
7　地権者等	
①	●●地区●●工事において、工事着手後に地権者の施工同意、用地境界確定のため立ち会いを行うべく、地権者との連絡をとろうとしたところ、地権者は死亡しており、相続人の所在も不明であることが●月●日に判明した。この対応に●ケ月程度を要することから、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事の事業着手後、用地買収にとりかかったが、地主の一人が死亡したことにより相続が行われており、その相続人の一人が●月●日に売却反対の意志を表明した。この交渉に●ケ月を要したことから、年度内の完了が困難となった。

8	請負業者の倒産
①	●月●日に交付決定を受けた後、●●地区の●●工事に着手したが、●月●日に受注業者が自己破産申請したため、工事が中断した。このため、工事出来高の把握、契約解除、再発注作業に約●ケ月が見込まれ、工事再開が●年●月となり、残工事に●ケ月必要なことから年度内の完了が困難となった。
9	他事業等との関係
①	●●地区●●工事を●月●日に着工したものの、●月●日になって▲▲工事との調整が必要となることが判明した。●●に係る●●工事部分は、▲▲工事が完了しないと本工事に着手できない部分があるが、▲▲工事は●●の影響により遅れを生じており、●年●月上旬から●月下旬の約●ケ月間工事を中断せざるを得なかったため、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事は、土地利用計画の調整後●年●月までに地元住民調整を終了させ、復旧工事に着手する予定であったが、●年●月に●●復興整備計画に基づく土地利用計画において、関係機関との協議難航により調整が遅れていることが判明した。土地利用計画において工事範囲が確定することから、工事着手ができず、約●ケ月程度の遅れが生じており、年度内の完了が困難となった。なお、土地利用計画は●月頃に整う予定。
③	●月に●●地区●●工事の着手を予定していたところ、●●地区内に防災集団移転にともなう▲▲工事が計画され、●●の規模変更を余儀なくされたことから、この●●の変更に●ケ月程度の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
④	●●地区●●工事の工事着手後において、●●漁業共同組合から中止されていた漁業の再開に伴い、漁業期間における工事中断の依頼があり、●月～●月までの●ケ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。
⑤	●●地区●●工事の工事着手後の●月●日に道路拡張について市より通告があった。このため、建設予定地の一部を●●する必要が生じたことから、建設計画を見直した上で執行することとなり、このため約●ケ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
⑥	●●地区●●工事について、●月●日に建築許可を受け工事着手に向け準備をすすめていた。この地区は防潮堤工事の計画も平行して進められており、●月●日に計画の決定により本件工事に●●の影響が生じることとなり、年度内の完了が困難となった。

⑦	●●地区●●復旧工事について、復旧事業計画を策定し工事着手に向け準備をすすめていたところ、●月●日に▲▲事業の事業主体から共同化事業についての申し入れがあった。共同化事業とした場合、復旧経費の節減が図られるメリットも多く、事業計画自体の変更の検討を行ったこと、また共同化事業自体が●月頃に事業化されることから、年度内の完了が困難となった。
⑧	市の破壊家屋等解体撤去事業に●月●日に申し込みを行い、●月頃に建物を撤去した後に同じ場所に建設する予定であった。しかしながら、●月●日に市から、予想を超える応募件数が殺到している状況のため、建物取壊事業が遅延しており、●月頃になるとの連絡があった。建物取り壊しまでは工事に着手できないことから、約●ケ月の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
10　事業実施(工事現場など)にあたり発生した障害	
①	●●地区●●工事の工事着手後において、●月●日に工事の障害となる地盤強度不足が判明した。このことにより当初予定されていなかった●●工事を追加で行うこととなり、約●ケ月間の工期延長を余儀なくされ、年度内の完了が困難となった。なお、事前の調査では軟弱地盤の問題は発見されていなかった。
②	●●事業の●●の作業工程において、当初予定していた●●（塩分濃度など）より●倍程度であると●月●日事業者側から申し出があった。このため●●（除塩など）作業を行いつつ作業を進めていく方法に変更したことから、約●ケ月の遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となった。
11　用地の確保	
①	●●地区●●工事については、用地買収と工事を平行実施することにより工事促進を図っていたところであるが、工事着手後において、●●の理由から工事用地の引き渡しが遅れることが●年●月に判明し、●月～●月までの●ケ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の完了が困難となった。
②	●●地区●●工事の工事着手後において、●月●日に●●より当初予定していた資材置き場が使用できなくなる旨連絡があった。この地区内は同時に行われている復旧・復興事業もあり、資材置き場の用地使用計画の変更を余儀なくされ、一時事業を中断することとなった。これにより約●ケ月程度の遅れが生じ、年度内の完了が困難となった。
③	●●との用地補償契約(●月●日付け)については、契約工期内での移転が完了し速やかに登記手続きに入ったものの、法務局における登記業務が年度当初であれば通常●日程度であったものが、●ケ月程度の期間を要す状況となっており、登記業務が年度内に完了しないことが●月●日に判明し、用地補償契約の工期延長せざるを得ず、年度内引き渡しが困難となった。

④	●●処理事業において、当初受入を表明していた●●自治体から、●月●日に●●に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があり、当該地での建設を断念した。この代替地の確保に時間を要することとなり、約●ケ月程度の遅れが生じたため、年度内の完了が困難となった。なお、この土地の確保は●年●月を予定しているところ。
12　行方不明者の捜索	
①	●●改修工事に着手したが、●●の段階にいたった●月●日に当該区域の行方不明者捜索の協力依頼があった。この協議、捜索協力のため●月～●月までの●ケ月間工事を中断したことにより、年度内の完了が困難となった。
13　建築制限	
①	区画整理の時期、場所に関する正確な情報もない中で、建設工事着手に向けて準備をしていたところ、●月●日に被災市街地復興推進地域の対象となり建築制限がかかってしまった。このため建築制限指定解除（●年●月）まで工事着工できず、年度内の完了が困難となった。
②	区画整理の時期、場所に関する正確な情報もない中で、建設工事着手に向けて準備をしていたところ、●月●日に土地区画整理事業の対象となり建築制限がかかってしまった。この建築制限指定解除は●年●月までであったため、代替地を探すこととし、工事に着手することとしたが、代替地の確保に時間を要したことから、年度内の完了が困難となった。

【事故繰越しの事務手続について】

令和 6 年 6 月 21 日事務連絡第 2948 号

平成 22 年 1 月 15 日付事務連絡第 22 号「繰越(翌債)事務手続について」の事故繰越しにかかる理由書については、別添様式により提出することができることとし、令和 6 年 6 月 21 日から適用するので、よろしくお願い致します。

また、本件について、貴管下職員及び繰越事務を委任している各自治体等に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

なお、これに伴い、令和 4 年 5 月 30 日付事務連絡第 2536 号「事故繰越しの事務手続について」は、令和 6 年 6 月 21 日付で廃止することとします。

(注) 災害復旧・復興事業(経費)の事故繰越事務手続については、令和元年 10 月 9 日付事務連絡第 3794 号(改正：令和 6 年 6 月 21 日付事務連絡第 2950 号)「災害復旧・復興事業(経費)に係る事故繰越しの事務手続について」により、必要最低限の事項を簡潔に記載した様式により提出することとしている。

以上

（別添様式）

以下に沿って記入をお願いします。

【記載例】事故繰越しを必要とする理由書

支出負担行為担当官	○○局○○課会計課長

1 事故繰越しの概要について記載する。

（①を記入）

①事故繰越しの概要

所管・会計	○○省　一般会計	組織・項	○○本省　○○事業費
「目」の名称	○○事業費	「目の細分」の名称	○○事業費
事項名	一級河川○○川河川改修工事		
箇所名	第△△号		
所　在	○○県○○市○○町○○地先～△△地先		
事業内容	一級河川○○川河川改修工事に係る護岸工事 護岸工　L＝300m		
要繰越額	○○，○○○，○○○ 円		

「事業内容」欄には、事故繰越しの対象となる経費の内容を記入するとともに、事故事由との整合にも留意の上、記入してください。

2 前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である（当該経費の事故繰越しではない場合は「2」にチェックし「1－1」「1－2」のチェックは不要）。

（②を記入）

②前年度における明許繰越し（翌債）時の関係書類の確認

□ 1．前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費である

□ 2．前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費ではない

「1」に該当する場合は、以下の２項目を確認の上、チェックを入れてください。なお、「1－1」に該当しない場合は具体の理由を記入してください。

□ 1－1．「要繰越額」は前年度における明許繰越し（翌債）承認後の繰越額（確定額）の範囲内であることを確認

「1－1」に該当しない理由：

□ 1－2．「箇所別調書及び理由書」（事項名、

前年度から明許繰越し（翌債）によって繰り越された経費（本省繰越しを含む）であること等について、当該欄を確認の上、以下の点に留意しつつ、確認・添付を了したあとに✓を入れてください。

（留意点）
・前年度に明許繰越し（翌債）を行っていない場合は、「2」に✓を入れ、「1－1」「1－2」の✓は不要です。
・前年度からの繰越事業分（全額明許繰越し）と本年度事業分の予算をまとめて契約（交付決定）した場合であって、その全額を事故繰越しとして承認申請するものについては、原則、繰越「事項」をそれぞれ別立てしてください。
・添付する「箇所別調書及び理由書」に複

3 支出負担行為は実施済みである。

（③を記入）

③

支出負担行為年月日	R5　年　5　月　1　日
支出負担行為済額	○○，○○○，○○○ 円

当初（変更があった場合は変更後※）の支出負担行為年月日及び支出負担行為済額を記入してください。
なお、当該欄は、「繰越計算書（事故繰越しの分）」の同欄のうち上段（　）書きと原則一致させてください。
※「変更があった場合」とは、変更契約等（補助事業等においては変更交付決定）により新たな債務負担額が発生する（＝支出負担行為に該当する）場合を指し、期限変更のみ等の新たな債務負担額が発生しない（＝支出負担行為に該当しない）場合は、当初

4 事故が生じた年月日は③より後である。

（④を記入）

④

事故発生年月日	R6　年　9　月　1　日（～　年　月　日

事故の要因が複数日にわたる場合は、事故が生じた期間を記入してください。

5 事故事由

（⑤を記入）

⑤

事故事由	類型	工事現場等での障害
	事由	工事を実施していたところ、令和6年9月1日に上流域において事前調査では確認されなかった不安定土砂が大量に堆積していることが判明した。 即日、工事を中止して現場の安全確保のための対策検討を行った結果、上流部に土石流捕捉のためのワイヤネットとともに土石流の前兆現象を把握するためのセンサーを設置する必要が生じ、これらの設置工事に6か月の不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となった。

繰越しガイドブック 参考資料編「2．事故繰越しの事例」における類型（1．異常気象等、2．工事現場等での障害、など）のうち該当するものを選択してください（該当する類型がない場合は「その他」を選択してください）。
なお、事故事由の審査に当たっては、事業の内容や進捗状況等を踏まえ、個別具体的に

支出負担行為後に発生した当該年度中の事故事由について具体的に記入してください。
なお、前年度に明許繰越し（翌債）を行っている場合、それと同じ繰越事由

事故事由を確認するため、事故発生年月日にどのような事故が発生し、事業の進捗にどのような影響

6 事故事由は当該年度中の事由である。

⑥

当初の事業計画	R5　年　4　月　3　日　～　R6　年　1　月　31　日
明許繰越し（翌債）後の事業計画	R5　年　4　月　3　日　～　R6　年　12　月　20　日
事故繰越し後の事業計画	R5　年　4　月　3　日　～　R7　年　9　月　19　日

明許（翌債）承認時の「事務事業の完了の見込年月日」を記入してください。改め明許の場合には

翌年度内に事業が終了見込となっているかを確認してください。

7 計画変更後の事業は翌年度内に終了する見込みである。

（⑥を記入）

⑦事業の遅れに繋がった他の要因があれば、その原因等を事業計画との比較（中断・再開時期の理由、工期の長期化の理由など）で説明してください。

［工期の長期化の理由］
上流域に不安定土砂が大量に堆積している事実を踏まえ、より現場の安全確保を講じる必要が生じたため、護岸工事に6か月要する予定であったところ9か月（6か月+3か月）要することとなった。
［契約の推移］
R5年4月3日　当初契約
R5年4月20日　変更契約（1回目、工期延長のみ）
R5年5月1日　変更契約（2回目、増額変更）
（翌債承認後）R5年12月1日　変更契約（3回目、工期延長のみ）

8 事故事由に記載した内容以外に事業の遅れの原因がある場合には、事業計画との比較により理由を記載する。

（⑦を記入）

事故繰越しをすることは適切である。

事故事由について、補足がある場合には記入してください。
また、契約（補助金等の交付決定）を複数回行っている場合については、その日付、回数及び契約（補助金等の交付決定）額の増減の有無を記入してください。
（例）補助金等の交付決定を複数回行っている場合
［契約の推移］
R●年●月●日　交付決定
R●年●月●日　変更交付決定（1回目、期間延長のみ）

連絡先	○○局◇◇課
TEL	012-345-6789
担当	財務　太郎

事故繰越しの事例

事故繰越しの事例を事故の事象ごとに分類すると、以下のとおりです。

なお、以下の事例については、別途提出することとしている「その他財務省、財務局等の審査に必要な書類」のうち「事故事由を確認できる書類」（本編３７ページ参照）において事故繰越しの要件である「避け難い事故」が発生した経緯や事実等を補足説明しているという前提でポイントを絞った簡潔な記載としているものであり、事故事由の審査に当たっては、個別具体的に事故繰越しの要件を具備しているかを確認することから、例文と一致していることをもって必ずしも事故繰越しが承認されるものではないことにご留意願います。

１．異常気象等

①事業概要	○○施設の擁壁等工作物の復旧工事
事故事由	令和○年○月に発生した○○地震の余震（震度４）で本震により元々傾倒していた擁壁が○○市の管理する水路を破損させたため、水路補修を行う必要が生じた。 工法検討の結果、経済合理性の観点からＶＳ側溝を用いた工法を選択することとなり、ＶＳ側溝は受注生産で製作期間だけで最低○ヶ月必要であることから、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要	○○学校施設の復旧工事
事故事由	豪雪の影響で、工事用道路となる国道○号線の復旧工事が遅延し、当初令和○年○月であった開通の見込みが、○月にずれ込んだことから、本工事の着手を○月に延期せざるを得なくなった。 なお、本工事箇所へは当該工事用道路の他に迂回路はないため、当該道路が開通するまでの○ヶ月間工事を中断せざるを得なくなった。

③事業概要	地すべり面の拡大に伴う下流域の被害防止のための緊急対策工事
事故事由	アンカー工等施工のための上部からの法面整形作業中に、降雨の影響により地すべりが発生し、不安定土砂の排出とアンカー工の長さ等の規模による対策工の再検討を実施したため、○ヶ月の不測の日数を要した。 その後、アンカー工基面造成中に、降雨の影響により基面が浸食されたため、対策工を検討し、再度の造成を実施したことから、さらに○ヶ月の不測の日数を要した。

④事業概要	換地業務の事業に要する経営体育成基盤整備事業
事故事由	令和○年○月の○○地震により基準点測量成果の公表が○ヵ月間停止されたため、換地処分・換地登記ができなくなり、年度内の事業完了が困難となった。

⑤事業概要	排水機場整備事業に要する農地防災事業
事故事由	降雨と融雪の影響により○○川の外水位が過去最高水位（○月の水位・○○年～○○年が○m、今回が○m）になったため、工事現場内が湛水状態となり堆積土砂や残留ゴミの除去に○ヶ月を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑥事業概要	背後の森林を保護するための海岸防潮護岸工事
事故事由	令和○年○月～○月の間に３度にわたる異常気象（暴風による高波）により、工事施工中の資材等を運搬するための工事用作業道路及び床掘り工事箇所が被災を受け、その復旧に○ヶ月の不測の日数を要した。

⑦事業概要	治山事業における谷止工
事故事由	台風の影響による集中豪雨（24 時間雨量○mm）により、資材搬入路である県道が被災し、本件事業（以下「国工事」）の車両の通行ができなくなった。（迂回ルートなし） 県による県道復旧工事（以下「県工事」）にかかる被災査定・設計作業等の完了を待って、国が、国工事再開のために県道の応急復旧を行うことについて道路管理者と合意し、年度内に国工事を完了させる計画を立てていたが、設計作業等を行う間も、被災した道路擁壁基礎部からの吸出しが進行しており、道路管理者との打ち合わせにおいて、仮復旧は困難であり、車両の通行止めは解除できない旨、通告されたことから、当該道路の通行止めが解除されるまでの○ヶ月間工事を中断せざるを得なくなった。

⑧事業概要	えん堤を設置する砂防工事
事故事由	本えん堤及び副えん堤施工中に、令和○年○月の豪雨（24 時間雨量○mm）により、作業ヤード盛土の大型土のうが崩壊して多量の土砂がえん堤施工箇所に流れ込み、設置していた型枠が壊れるなどした。その復旧作業に○ヶ月を要し、工事再開が○月、副えん堤工の完了が○月となった。 残工事（本えん堤工等）には○ヶ月必要であるが、○月中旬からの冬季作業不能期間後に工事再開となるため、年度内の事業完了が困難となった。

⑨事業概要	護岸等の災害復旧事業
事故事由	事業箇所への進入路を調査したところ令和○年○月からの豪雪による予期せぬ倒木が多数発見され、倒木処理を行う必要が生じたが、本地区は昭和 38 年に廃村となっているため、地権者の特定等に○ヶ月を要することとなった。 また、令和○年○月豪雨による進入路の路肩の崩壊等により通行不能となり、令和○年○月まで工事箇所への進入が不可能となった。このため、工事着手は令和○年○月となったが、当地区は豪雪地区であり冬季間の工事ができないため、年度内の事業完了が困難となった。

⑩事業概要	一級河川○○川の築堤護岸工事
事故事由	令和○年○月に例年にない豪雪があり、しかもそれが根雪となり、○月○日に○mの積雪を記録した。（過去○年間の同時点平均は○m） 降雪により、現場内及び運搬路の除雪、更には作業中においても現場内除雪を平行しながらの作業となり、作業効率が大幅に落ち、降雪により土砂に含まれる水分量が多くなり、護岸工の盛土の締固管理が十分に行えない状況となり、作業効率は著しく低下した。この結果、○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑪事業概要	国宝及び重要文化財の○○神社本殿の修復事業
事故事由	復旧工事中、令和○年○月に襲来した台風○号により、床上浸水、塩害を受けた。 修復事業の実施に当たっては、修復箇所の部材の乾燥及び塗装工事（丹塗り、胡粉塗り、墨塗り、漆塗りなど）における膠や漆などを使用する伝統的な材料は、部材の温度や湿度によって乾燥期間が変化するという特殊性を考慮しなければならないことから、各種の工程組替えが必要となり、○ヶ月の不測の日数を要した。

2．工事現場等での障害

①事業概要	○○庁舎の耐震改修工事
事故事由	建物周辺の掘削（根切工）を行ったところ、図面にない地下埋設管が発見された。現存の建物図書等に記載はなかったため、埋設管の周辺及び庁舎全域にわたり配管ルートの試掘調査を実施した結果、現在使用中の給水管及び電話回線であることが判明し、切り回し工事を実施した。 この調査に○ヶ月、切り回し工事に○ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要	○○庁舎の耐震ブレース及び耐震壁設置等の耐震改修工事
事故事由	耐震改修工事に当たり掘削工事を開始したところ、想定していなかったコンクリートガラ、配管等の地中障害物が多数発見された。 このため、障害物の撤去作業に○ヶ月を要したため、年度内の事業完了が困難となった。 なお、事前の調査の段階では地中障害物は発見されていなかった。

③事業概要	○○施設のうち未整備の庁舎等の整備
事故事由	建設予定地の掘削及び地盤改良を進めていく過程において、排水ポンプ等の使用では対処できないほどの激しい地下湧水が発生した。 このため、広範囲に矢板を埋設して地下湧水に対処することにしたが、矢板の埋設に際し、地下埋設物が障害となるなど、これらの対応に○ヶ月の不測の日数を要した。

④事業概要	国宝○○○古墳壁画の恒久保存対策のための墳丘仮整備
事故事由	古墳としては極めて珍しい飛鳥時代の排水施設である排水溝が検出されたため、墳丘周辺部の継続的な発掘作業が必要となった。 本事業は、当該発掘調査の完了を待たなければできないことから、工期を○ヶ月延長する必要が生じ、年度内の事業完了が困難となった。

⑤事業概要	○○学校の改築工事
事故事由	校舎改築工事において、建設残土を「○○県建設発生土管理基準（○年施行）」に基づき調査したところ、環境基準の○倍のヒ素が検出された。 このため、工事を中断し、ヒ素の汚染範囲等を詳細調査するとともに、汚染土の処理方法や搬出先の調整、工法の変更などに○ヶ月の不測の日数を要した。 なお、事前の調査の段階では環境基準を超えるヒ素は検出されていなかった。

⑥事業概要	○○施設の耐震改修工事
事故事由	工事着手後、天井梁のモルタル部分が落下する事故が発生した。 工事施工業者より、この状態で工事を継続することは今後も工事の振動によるモルタル落下の危険性があり、作業員への危険も伴う旨の発議があったことから、施工上の安全性の確保の観点から工事を一時中断し、モルタル部分の調査を行うこととした。この調査に○ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

⑦事業概要	災害関連緊急治山工事
事故事由	準備工を開始したところ、近隣の○○温泉より要望書（工事箇所付近に所在する水道管の影響調査）が提出されたため試掘したところ、水道管が山腹工の崩壊箇所の地中に埋設されていることが判明した。 埋設箇所は鋼製枠土留工の計画箇所に近く、重機による床堀土砂の移動作業や埋め戻しの作業により破損が危惧されたが、土留工の位置変更、構造変更も困難なことから、水道管の移設を余儀なくされ、その検討、移設工事に○ヶ月の不測の日数を要した。

⑧事業概要	○○施設建設工事の事業に要する農業・食品産業強化対策整備
事故事由	工事現場内で火災が発生（令和○年○月）し、建物等が消失した。 工事契約約款に基づき再建することになったものの、再建計画の検討などに○ヶ月間を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑨事業概要	管水路、調整地及び揚水機場の新設・改修
事故事由	橋台の基礎工施工に当たり杭の支持層を確認するためボーリング調査を実施したところ、過去に行った地盤調査のサンプル試料等から想定していた深度では支持層が確認できず、想定とは異なるより深い所で支持層が確認された。判明した支持層まで杭長を延長する必要が生じたため、杭の再設計に伴う河川管理者との再協議を実施したため、杭打設をするまでに〇ヶ月の不測の日数を要した。

⑩事業概要	旧国営事業により整備された農業用水路施設の安定的な用水供給と施設等の維持管理の合理化を図るため改修整備
事故事由	地盤改良をすべく試掘調査を行ったところ、大量の産業廃棄物が発見された。 なお、事前の地歴調査ではこの産業廃棄物がある蓋然性は認められなかった。 この不法投棄について調査をしたが経緯等は不明であったため、やむを得ず本件工事において廃棄物を処分場へ搬出することにしたが、有害物質が処分されている可能性があることから土壌汚染調査を行う必要が生じ、廃棄物の分別作業に〇ヶ月、土壌汚染調査に〇ヶ月の不測の日数を要した。

⑪事業概要	近年の住宅開発に伴う排水量の増加等に対応した農業水利施設の排水機能回復工事
事故事由	県道地下に推進管を通すため、道路管理者と既設埋設管の確認を行ったところ、光ケーブル管が埋設されていることが判明したことから試掘確認調査を行うこととなった。 光ケーブル管は入手した図面どおり確認されたが、更に深い位置に記録漏れとなっていた光ケーブル管が確認されたため、この埋設管の通信性能等を含めた今後の取扱い及び本件推進工事への影響の有無について検討することとなったため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑫事業概要	一級河川〇〇川の土砂流出災害工事
事故事由	工事着手したところ、上流域において事前調査では確認されなかった不安定土砂が大量に堆積していることが判明した。 工事を中止して現場の安全確保のための対策検討を行った結果、上流部に土石流捕捉のためのワイヤネットとともに土石流の前兆現象を把握するためのセンサーを設置する必要が生じ、これらの設置工事に〇ヶ月の不測の日数を要した。

⑬事業概要	船艇基地等の護岸復旧及び給油タンク等機械設備の再設置
事故事由	工事着手後に船舶基地施設の土壌から基準値を超えるダイオキシンが検出されたことから、〇〇市環境部局と協議した結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処置が必要になり、汚染土壌の区域確定に〇ヶ月、土壌処分に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑭事業概要	既存施設の解体及び地域交流センターの新設工事
事故事由	解体工事中にアスベスト含有吹付材が使用されていることが判明した。 このため、アスベスト調査に〇ヶ月、その除去作業に〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。 なお、アスベスト調査は令和〇年度に実施しており、その際は「含有なし」との調査結果であった。

⑮事業概要	鉄道立体交差化事業の一環としての変電所改築工事
事故事由	鉄道の立体交差工事に当たり、隣接する鉄道用変電施設の移設のための基礎杭工事について BH 工法を用い実施していたところ、コンクリート打設中に孔内崩落事故が発生した。 このため、本件事故箇所の杭の撤去に〇ヶ月、代替工法の検討・変更に〇ヶ月、工法変更に伴う機材の入手に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

⑯事業概要	〇〇湾の防波堤の基礎工（捨石投入・慣らし）・本体工（ケーソン据付）・上部工
事故事由	防波堤築造のためのケーソンを据え付ける大型起重機船について、同船を構成する機械設備の耐用年数やこれまでの稼働状況など客観的に見ても想定されないような故障が発生し、修理のために〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。 なお、大型起重機船は、国内に 3 隻しかなく、他の 2 隻は〇〇港及び〇〇港の拡張工事で使用中であったことから、代替船の確保は困難であり、修繕を待っての作業とならざるを得ない状況であった。

⑰事業概要	一般国道〇号〇〇橋の橋脚補強工事
事故事由	仮締切設置のため河床を浚渫していた際に、石張護岸に陥没が生じたため調査したところ、杭基礎の腐食損傷による耐力低減が変異の原因であることが確認された。このため工法を変更し、鋼矢板土留め工を採用することになったが、当初予定した工法に比べ〇ヶ月の追加の工期を要することから、年度内の事業完了が困難となった。

⑱事業概要	一級河川〇〇川の護岸原形復旧等を行う災害防止事業
事故事由	護岸工事中に法面崩壊が発生したため追加の地質調査を行ったところ、護岸工事付近の地質が工事前に実施した近傍の地質調査結果と異なっていることが判明した。 このため、追加の地質調査、対策工法の検討を行ったところ、軟弱地盤の置き換えが必要となり〇ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

⑲事業概要	一級河川〇〇川の護岸原形復旧等を行う災害防止事業
事故事由	試掘の際、埋蔵文化財包蔵地（〇〇城址）が発見され、本格的な埋蔵文化財調査が必要となった。 当初〇ヶ月の調査予定であったが、想定していなかった新たな遺構が発見され調査が〇ヶ月延長されたことから、年度内の事業完了が困難となった。

⑳事業概要	〇〇施設の災害復旧工事
事故事由	天井裏に敷設していた暖房用給湯管の試験通水を行ったところ、複数箇所から漏水が確認されたことから、施設全体にわたって漏水範囲の確認調査を行う必要が生じた。このため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。 これは被災後しばらく当該施設の使用ができない間に給湯管が凍結・破損したものであり、また暖房施設については復旧工事対象外であったことから、試験通水時まで発見できなかったものである。

㉑事業概要	重要文化財〇〇家住宅の災害復旧工事
事故事由	着工後、土蔵 6 棟の解体工事を行った結果、修繕・改築・移築等が複数回繰り返されていることが判明した。 修理方針について文化庁に照会したところ、建築時（当初）に復することが原則である旨の指導があり、原形を確定するため古文書調査を行い、同庁の指導を受け方針を策定し、文化財保護法に基づく原状変更許可手続を行ったことから、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

㉒事業概要	電線共同溝の設置事業
事故事由	本工事の雨水管施設であるマンホールの設置箇所で水道管が支障となるため、移設工事に着手したところ、当該区間の配水を停止するために必要なバルブが破損しており、数百世帯に影響が出る水道幹線の配水を停止する必要が生じた。このため、排水計画と支障物件移設箇所の見直し及び設計変更に〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

㉓事業概要	〇〇橋の震災対策工事
事故事由	事業箇所において、特別天然記念物オオサンショウウオが発見され、オオサンショウウオ保全対策検討委員会にて保全対策工法を検討する必要が生じ、その調整に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

㉔事業概要	豪雨による林道復旧工事
事故事由	山腹上部の法切及び排水工を施工していたが、山腹上部の土塊が直下の〇〇林道に崩落するようになったことから、地表伸縮計等の地すべり観測機器を設置した。〇ヶ月観測したところ、山腹下部において沈下変動が確認され、斜面下部が流動的に継続移動していたことから、このままの状態で工事を実施すると重機の転落等の恐れがあると判断し、工事を一時中断、地質調査会社に調査を依頼した。調査の結果、地下水対策を行う必要があるとのことから追加工事を行ったため、〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

㉕事業概要	〇〇の農地整備事業
事故事由	事業箇所における河川において、天然記念物アユモドキ（淡水魚）が発見され、環境省及び自治体からの正式な要請を受け、事業を中断の上、その調整等に〇ヶ月の不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となった。

㉖事業概要	木質バイオマス活用促進事業
事故事由	中東情勢の悪化から船舶襲撃の危険性が高まり、輸入予定である木質バイオマスガス化熱電併給設備の海上輸送ルートが変更となったことから、日本への到着が〇ヶ月遅れ、年度内の事業完了が困難となった。

㉗事業概要	〇〇学校の校舎改築工事
事故事由	工事現場において電線ケーブル（敷設前、敷設後とも）の盗難事故が発生し、〇日後に他の工事分から融通することができたものの、再施工・再仕上で〇ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

3．住民・地権者等関係者との調整等

①事業概要	○○建物の解体撤去工事
事故事由	工事施工に伴う振動・騒音に関して、近隣住民に対して事前の説明や案内等により了承を得ていたにもかかわらず、苦情の申し立てが頻発し、防音対策による工事の一時休止や工事時間の制限を余儀なくされたことから、○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要	○○校舎等の建替工事
事故事由	校舎棟内部及び学校水泳プール鋼材部への有機溶剤（シンナー系塗料）を用いた耐火塗装吹付け工事に当たり、悪臭防止法に基づき条例等に則り悪臭対策を実施していたものの、近隣住民からシンナー系異臭の臭気対策を求められた。このため、ダクト・送風機の設置、窓枠の目張り、活性炭入りマスクの配布に○ヶ月の不測の日数を要した。

③事業概要	○○施設の新築工事
事故事由	建設予定地周辺の住民説明会では概ね理解を得られていたが、環境悪化等を理由に反対運動が起こり、地元○○市を含め対応するものの、その収拾に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

④事業概要	○○施設の改修工事
事故事由	工事施工中、クレーンの転倒事故により近隣家屋を一部損壊する被害が生じ、工事中止を余儀なくされた。 このため、関係機関（○○）との安全体制の強化及び地域住民への工事の安全対策の説明に○ヶ月の不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となった。

⑤事業概要	谷止工の災害復旧事業
事故事由	事業に必要な用地購入にあたり、年度途中に地主の一人が死亡したため、相続人との売買価格交渉に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑥事業概要	○○漁港防波（潮）堤の嵩上げ工事
事故事由	工事の施工に伴い想定外の躯体幅の増厚補強の必要性が判明し、この増厚補強により既設通路が確保できなくなることから、新たに船揚場側に通路を設置する必要が生じたため、地元漁業関係者との調整が必要となった。しかしながら、一斉帰島できないことから関係者との交渉体制が整わず、協議に○ヶ月の不測の日数を要した。

⑦事業概要	災害防止事業(河道拡幅、河床掘削による断面拡大等の改良復旧事業)
事故事由	農水管の切替工事を伴う橋梁等については○週間の断水が必要となるため地元用水組合とは梅雨時期の○月上旬に実施することで合意を得ていたが、○月上旬から○月中旬まで近年にないほど降雨が少なく、農作物への影響を懸念した組合から、今後の渇水の懸念から用水が不要となる○月まで工事を延長するよう強い要請があり、○ヶ月間の工事中断を余儀なくされた。

⑧事業概要	車線拡幅を伴う橋梁の架け替え及び取付け道路の整備
事故事由	道路拡幅工事に伴う用地買収については、移転先に建物が完成した後、地権者から土地が引き渡される予定であった。 しかし、地権者が鋼材価格の高騰、資材不足を理由に、移転先に建設を予定していた建物の構造を鉄骨造から木造へ変更したことから、当初○月に予定されていた土地の引渡しが○月にずれ込んだ。このため、本工事についても○ヶ月の工期延長を余儀なくされた。

⑨事業概要	車道拡張事業に係る建物等の移転補償
事故事由	令和○年○月○日に補償契約を締結したが、急遽地権者が商用による長期間（令和○年○月～○月）の海外出張を余儀なくされたため、その間移転作業を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

⑩事業概要	○○川水門改築に伴い不要となる水門施設の撤去、○○川堤防の付替に伴う築堤及び○○川付替に伴う護岸工事
事故事由	築堤用盛土として使用する土砂は、○○県による○○川の改良復旧による発生土を利用する計画であり、県と事前に土砂受け入れ基準等の情報を共有し土質について問題がないと確認していたところであるが、県事業による発生土砂の多くが土砂受け入れ基準に満たない土質であることが判明したため、改質が必要となり、当初見込んでいた搬入量を確保できなくなった。 このため、追加の土砂の確保に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑪事業概要	国道○号線の復旧工事
事故事由	工事の施工に伴って発生する汚染土壌を仮置場に搬出しながら実施することとし、仮置場の近隣住民の同意を得ていたが、工事着手後の令和○年○月になって、予定していた仮置場の近隣住民から、仮置場反対の申し入れがあり、工事を一旦中断せざるを得なくなった。この調整に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑫事業概要	○○地区○○工事
事故事由	○○工事において、令和○年○月に○○について利用者との合意を得た上で事業を開始したところであったが、○月○日に利用者側から○○を理由に○○の変更を求められた。 利用者と再度協議を行った結果、○○の見直しを図ることとなり、その調整に○ケ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑬事業概要	○○学校の新校舎建築工事
事故事由	保護者や学校関係者等で組織された委員会からの意見をもとに基本設計された設計積算は終了していたが、その後の建築用資材の急激な高騰により予算を大幅に超過することが判明した。 そのため、構造設計（○○工事の規模縮小、○○の取止め）等の大幅な見直しと委員会と再調整を行う必要が生じたことから、着工までに○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑭事業概要	○○施設の○○工事
事故事由	○○処理事業において、受入を了解していた○○市から、令和○年○月に○○に対する懸念等から住民調整に日数を要している旨報告があった。この調整に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑮事業概要	連続立体交差事業及び新幹線建設事業の整備
事故事由	本事業により移転することとなった地権者と令和○年○月に契約を締結したが、当該地権者が要介護となった家族を在宅介護する必要が生じたため、建物の設計変更（エレベーターやスロープ）が必要となった。このため○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

４．請負業者の倒産等

①事業概要	○○学校の建替工事
事故事由	本工事の実施設計（委託設計）業務を行っていた設計会社が倒産したことにより業務の継続が不可能となり、新たな設計会社と契約を交わし業務を継続することになった。 これにより、当初予定していた建築確認の取得、工事着手に○ヶ月の不測の日数を要した。

②事業概要	○○学校の○○整備工事
事故事由	令和○年○月に受注業者が資金繰りの悪化を理由に民事再生法の適用を申請した。 当該受注業者がその後も引き続き当該工事を行うこととなったが、民事再生法に基づく工事出来高の把握、債権者（下請業者）に対する説明会を開催する必要があったことから○ヶ月間の工事中断を余儀なくされ、年度内の事業完了が困難となった。

③事業概要	一級河川○○川の災害防止事業
事故事由	橋梁工事等について、請負業者である鉄骨加工メーカーが自己破産し、裁判所の保全命令により鋼管杭等が搬出できない状態となった。 その後、破産管財人が決定し、協議の結果搬出可能となったが、その間○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

④事業概要	○○機器の導入
事故事由	事業者より納品された○○が、「○○法」に適合していないことが判明した。そのため、製造業者における改修及び「○○法」適合申請等に○ヶ月の不測の日数を要する見込みとなった。 なお、当該○○が○○法に適合したものであるかどうかについては、販売業者及び製造業者から事業者への説明がなく、パンフレット等の資料にも記載がないことに加え、事前情報でも把握できなかった。

⑤事業概要	○○船建造事業
事故事由	○○船の建造にあたり、造船用鋼材及び主要機器（発電機、舵等）を建造計画に沿って発注したものの、国内外における造船工事の急激な増加から計画どおりの納入が難しい旨の連絡があった。納期どおりに建造可能な代替業者も見つからなかったことから当該業者からの納入を待つほかなく、○ヶ月の不測の日数を要する見込みとなった。

⑥事業概要	○○施設の土木建設工事
事故事由	基礎杭の施工管理資料の一部改ざんが見つかったことにより、基礎杭の支持力を確認するための手法検討に○ヶ月、確認検査の実施に○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

⑦事業概要	○○市の水処理施設工事
事故事由	令和○年○月市議会提案を予定していたところ、落札候補業者が○○市発注下水道事業の談合疑惑により○○地検特捜部より家宅捜索を受けたため、落札決定を保留し、○月議会へ見送りとなった。その後、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令が出されたため、入札を取りやめることとなり、再度候補者選定からやり直す必要が生じ○ヶ月の不測の日数を要した。

⑧事業概要	一般国道のバイパス整備事業
事故事由	令和○年○月、工事施工中に作業員の死亡事故が発生し、労働基準監督署からの現場作業の中止指示が出されたため、令和○年○月から○月まで工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

⑨事業概要	○○地区民有林治山事業
事故事由	受注業者の主任技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にあり、資格と実務経験を有する者）が急病による長期入院を余儀なくされたことから、急遽求人を行ったものの応募がなかった。その後、別の請負工事の主任技術者を本工事の後任に充てることで調整できたものの、令和○年○月から○月の○ヶ月の間、本工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

5．他事業・他機関等との関係

①事業概要	○○刑務所の収容棟新築工事
事故事由	入所者の環境改善のため、取り壊し予定の旧棟を空室化していたところ、管内他県の大規模な刑務所暴動事件により、当該刑務所内から治安維持のため受刑者の受入れ要請があり、急遽○ヶ月間の一時受入れをする必要が生じた。この間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要	○○学校の校舎改築工事
事故事由	本事業については、令和○年に改正された建築基準法に基づき、令和○年○月に構造適合判定機関との事前審査を開始し、○月には建築確認許可を得る見込みであった。ところが、県内では令和○年度においても、構造計算適合判定の審査体制が十分確保されなかった（県内の 2 つの指定機関では令和○年○月まで常駐判定員が未配置）ために、建築確認の許可が予定よりも○ヶ月遅れたことから、年度内の事業完了が困難となった。

③事業概要	○○施設の増築工事
事故事由	建築基準法の改正に伴い、構造計算の検証に必要な国土交通省監修の「建築物の構造関係技術基準解説書」等の発行が当初○月に予定されていたが、その発行が○月にずれ込んだことから、本事業にかかる検証作業が遅れ、建築確認済証の交付を受けるまでに○ヶ月の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

④事業概要	○○保安林作業道の治山施設（橋梁等）の復旧工事
事故事由	某団体から、「本事業地周辺でイヌワシの飛翔が比較的よく見られるようになり営巣等の可能性がある。また、工事車両に係る騒音も想像以上で営巣等に影響が大きいことから、令和○年○月までイヌワシの営巣等の状況を観察し、イヌワシが繁殖していないことを確実に確認し、○月以降に工事を実施いただきたい。」旨の申出があったことから、令和○年○月から○月まで観察のため工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

⑤事業概要	○○駅周辺の再整備(舗装等)
事故事由	工事着工後、令和○年○月になってＪＲ○○線の高架橋の耐震補強工事が施工されることとなり、同社の工事が完了しないと本工事に着手できない部分があることが判明した。このため、令和○年○月から○月の○ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

⑥事業概要	中国での「農村地域等における分散型排水施設」の技術検証
事故事由	令和○年○月から事業を開始し、設計は○月に完了したものの、○月に着工地である中国の○○市で暴動が発生し、建設工事開始に必要な○○市建設局による「建設工事企画許可書」の発行が見送られた。 同許可書の発行が令和○年○月になるとのことから、年度内の事業完了が困難となった。

⑦事業概要	原子力空母の米海軍施設への配備に伴う施設に隣接する提供水域内の浚渫工事
事故事由	米艦船の入出港にあわせて、工事中に必要な水質汚濁防止膜の撤去、再設置のため、あらかじめ米側と日程調整のうえ工事着手したところ、米側の事情から艦船の運用日程の変更及び追加が生じたため、工事中断、水質汚濁防止膜の撤去、再設置に○ヶ月の不測の日数を要した。

⑧事業概要	○○飛行場内の家族宿舎の整備に先立ち行う既設住宅の解体工事
事故事由	別事業で行っている隊員用住宅の完成が遅れているために、本事業で解体予定の住宅を一時利用するとして、○月に工事を中断するようにとの要請が米軍からあった。 そのため、○ヶ月間工事を中断せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となった。

⑨事業概要	上下水道管渠築造工事
事故事由	本工事の施工場所（道路）に近接する法面が令和○年○月の豪雨（激甚災害指定）で崩落したことから、○○市が事業主体となる法面対策工事を優先（工事車両の通行等）させるために、○ヶ月間の不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となった。

６．資材の入手難

①事業概要	○○整備事業
事故事由	本件工事に係る製品メーカーの火災により製品及び制作機械が損傷し予定期日内の製品納入が不可能となったため他のメーカーからの調達及び代替できる既製品について手配したものの、他からの同種製品の調達はできなかった。 火災発生から○ヵ月後に、当初納入予定のメーカーの機械が復旧したことから、同社製品の調達により工事を再開したものの、年度内の事業完了が困難となった。

②事業概要	○○設備整備事業
事故事由	○○による影響に伴う海外工場の稼働停止により、整備予定であった○○設備に使用される装置部品等の納期が遅延することが判明し、年度内の事業完了が困難となった。 なお、代替可能装置の検討を行うとともに、メーカーに対しても互換品の検討及び代替品への仕様変更指示を行うなど、装置部品等の調達に向けて取り組んだものの、納期の短縮に繋がる代替案はなかった。

③事業概要	○○装置の調達
事故事由	○○装置の調達に当たり、業者と令和○年○月○日を納期として契約締結したが、契約業者より下請業者のグループ統合に伴う社内運用変更に伴い整備完了が遅延する旨の申し出があり、年度内の事業完了が困難となった。 なお、下請業者においてグループ統合に伴う社内運用変更が行われることを事前に想定することは困難であるほか、調達予定の装置は契約業者が所有する既存装置への取付けを前提としており、代替品対応や他の業者からの調達は困難であった。

※　「資材の入手難」において、「避け難い事故」とは、通常、納期遅延の本質的な要因となった事象（工場の火災による稼働停止、等）を指すと考えるのが一般的であることから、当該事象が支出負担行為後であり、かつ、当該年度中に発生したものであることが分かるよう、「事故事由」欄に確実に記載してください。

３　歳出予算の繰越しに係る事後検証

【歳出予算の繰越しに係る事後検証について（令和８年度)】

令和 8 年 4 月 3 日付事務連絡第 2193 号
各省各庁会計課長等 宛

標記に係る具体の実施について、別添の実施要領に従い実施することとしましたので、ご了知の上、繰越手続に関する事務を委任している貴管下職員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

別添

令和 8 年 4 月 3 日

歳出予算の繰越しに係る事後検証実施要領

１．目 的

歳出予算の繰越しは、予定していた事務事業の実施のために繰り越すものであり、その繰り越された歳出予算は、その目的に反しない範囲で予算執行される必要がある。

このため、繰り越された歳出予算の執行について、具体的な繰越し事案を事後的に検証することによって、適正な繰越申請及び適切な繰越制度の活用につなげていく。

申請 → 承認 → 繰越し → 予算執行 → 検証

２．根拠法令

・「財政法」第 43 条及び第 43 条の 3
・「財務省設置法」第４条第６号
・「財務省組織規則」第 217 条第１項第４号及び第５号並びに第 223 条

３．実施時期

調査報告日（１月中旬）までの間、各財務局等において随時検証を実施。

（令和８年度）	
４月～１２月	令和７年度執行の繰越案件の事後検証実施
１月	検証報告書提出（各財務局等→本省）
１月～２月	財務局等繰越担当者会議（本省主催）にて意見交換
２月	検証結果を各省各庁へ通知
２月	各省各庁等予算執行・決算担当者会議(本省主催)にて周知徹底
（令和９年度）	
７月	各省各庁等予算執行・決算担当者会議(本省主催)にて周知徹底
随時	各財務局等主催の繰越会議等で出先等へ周知徹底

４．検証実施主体

各財務局等を実施主体とする。

※ 本省においても適宜実施する。

５．検証対象事項

（１）検証年度

原則として令和７年度に繰越予算の執行が完了した事項を対象とする。

※ それ以前に繰越予算の執行が完了した事項の検証も可。

（２）検証対象事項

① 明許繰越し承認事項及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）承認事項

② 災害復旧・復興事業(経費)に係る事故繰越し（以下「簡素化対象事故繰越し」という。）承認事項（簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するかについても検証を実施する。）

を対象とする。

（３）検証対象官署

各省各庁の長、繰越し(翌債を含む)の手続の事務の委任を受けている国の機関（支出負担行為担当官等）とする。

６．検証実施件数等

（１）検証実施基本件数

過去５ヵ年度の明許繰越し及び翌債の承認事項件数のうち、承認事項件数が最も多い年度と最も少ない年度を除いた３ヵ年度の承認事項の平均承認件数の３％程度の事項について机上検証を実施することを基本とする。

また、上記により算出した件数の範囲内で、明許・翌債に係る事後検証とあわせて簡素化対象事故繰越しについても机上検証を実施する。

机上検証を実施したものから、各財務局等の判断により、机上検証件数の概ね１割を目処に現地検証又はオンライン検証を実施する事項を選定するものとする（机上検証を行っていない事項について現地検証を行うことも可)。

簡素化対象事故繰越しの承認事項件数については、年度や地域による差が生じることから、明許・翌債との検証比率については、各財務局等において実情を踏まえて決定する。

（２）事項選定方法

検証を行う事項の選定は、各財務局等において、各省各庁の繰越承認件数等を勘案しつつ選定することとするが、適切な繰越制度の活用へつなげることを目的としていることを踏まえ、前々年度に繰越承認を行った全ての各省各庁（予算計上所管）の事項を机上検証事項として選定することを基本とする。

簡素化対象事故繰越しについては、各財務局等において、実情に応じて選定することとする。

７．検証方法

検証実施基本件数について机上検証を実施し、繰り越された歳出予算が繰越しの目的に沿った執行が行われているか、繰越しに係る文書は適切に保存されているかについて検証を行うものとする。また、簡素化対象事故繰越しについては、上記に加え、簡素化の適用となる災害復旧・復興事業(経費)に該当するかについても検証を行うものとする。

机上検証：検証対象官署作成の調書を基に、各財務局等が机上で実施
現地検証：検証対象官署又は繰越事業箇所等へ出向いて実施
オンライン検証：現地に出向いての実地での検証を原則とするが、以下の全ての要件に該当する場合には、オンライン（メールやリモート）で実施しても差し支えないものとする。
・机上検証を実施した事項であること。
・繰越しに係る文書が少なく、オンラインのやり取りで対応可能であること。
・リモート環境が整っており、オンラインの実施に同意を得られること。
・現地で確認することを要しない事項であること(ソフト事業など)。
※オンライン検証の実施において、疑義がある場合は司計課へ相談すること

※　検証結果等については、本省へ報告を行うものとする。

以上

歳出予算の繰越しに係る事後検証マニュアル

令和６年４月(改訂)

財務省主計局司計課

目 次

１．概要
（１）目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）事後検証実施の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（４）年間スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（５）根拠法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

２．検証を行う事項の選定
（１）各財務局等から検証対象官署に対する通知・・・・・・・・・ 6
（２）検証対象事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（３）検証実施基本件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（４）検証対象官署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（５）ADAMSⅡでの繰越情報の抽出方法・・・・・・・・・・・・・・ 11
（６）「机上検証」事項の抽出方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（７）「現地検証」事項の抽出方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（８）確認票の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

３．事後検証の実施
（１）机上検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（２）現地検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（３）オンライン検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

４．事後検証の報告
（１）検証報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（２）要改善事項報告書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（３）報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
５．事業目的の範囲の考え方
（１）公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（２）施設費を含む非公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

６．改善を要すると認められた事例
（１）公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
（２）非公共事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

１.概要

（１）目的

歳出予算の繰越しは、会計年度独立の原則の例外として、一定の条件の下で、歳出予算の金額を翌会計年度に繰り越して使用することを認める制度です。

このため、予定していた事務事業に使用する目的をもって繰り越した歳出予算は、その目的に反しない範囲での予算執行が必要となります。

そこで、繰り越された歳出予算の執行が、繰越制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどについて、具体的な繰越し事案を事後的に検証することによって、適正な繰越申請及び適切な繰越制度の活用につなげていくことが、この「歳出予算の繰越しに係る事後検証」の目的です。

（２）背景

会計検査院の意見表示

平成 24 年 10 月、会計検査院から、「会計検査院法」第 36 条の規定による意見表示(「歳出予算における繰越しについて」)がなされました。

（「平成 23 年度決算検査報告」掲記）

＜意見表示の概要＞

明許繰越しにおける事務簡素化の流れを踏まえつつ、繰越事務に携わる関係者に対する説明会を行うなどして繰越制度の趣旨を周知徹底するとともに、繰越計算書の記載事項と、申請書類等の関係書類との整合性は取られているか、繰越予算の執行は適切に行われているかなどについて、事後的に検証を行うことが可能となる仕組みを検討するよう意見を表示する。

（３）事後検証実施の概要

①　実施時期

毎年度、年間業務スケジュール等を勘案し、計画的に実施。

②　検証実施主体

各財務局等を実施主体とする。

※ 本省(「主計局司計課」以下同じ。)においても適宜実施する。

③　検証対象事項等

ａ．検証年度

検証を行う年度の前年度に繰越予算の執行が完了した事項を基本とす

る(必要に応じ、それ以前に繰越予算の執行が完了した事項の検証も可)。

b．検証対象事項

① 明許繰越し承認事項及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）承認事項

② 災害復旧・復興事業（経費）に係る事故繰越し（以下「簡素化対象事故繰越し」という。）承認事項（簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するかについても検証を実施する。）

を対象とする。

※ 事故繰越し（簡素化対象事故繰越しは除く）は、承認時にヒアリング・書類等で詳細に確認を行っていること等を踏まえ、事後検証の対象から除外する。

c．検証対象官署

各省各庁の長、繰越し(翌債を含む)の手続の事務の委任を受けている国の機関（支出負担行為担当官等）とする。

④ 検証実施件数等

a．検証実施基本件数

過去５ヶ年度の「明許繰越し」及び「翌債」の承認事項件数のうち、承認事項件数が最も多い年度と最も少ない年度を除いた３ヵ年度の承認事項の平均承認件数の３％程度の事項について机上検証を実施することを基本とする。

また、上記により算出した件数の範囲内で、明許・翌債に係る事後検証とあわせて簡素化対象事故繰越しについても机上検証を実施する。

机上検証を実施したものから、各財務局等の判断により、机上検証件数の概ね１割を目処に現地検証又はオンライン検証を実施する事項を選定するものとする（机上検証を行っていない事項について現地検証を行うことも可）。

簡素化対象事故繰越しの承認事項件数については、年度や地域による差が生じることから、明許・翌債との検証比率については、各財務局等において、実情を踏まえて決定する。

b．事項選定方法

検証を行う事項の選定は、各財務局等において各省各庁の繰越承認件数等を勘案しつつ選定することとするが、適切な繰越制度の活用へつなげることを目的としていることを踏まえ、前々年度に繰越承認を行った全ての各省各庁（予算計上所管）の事項を机上検証事項として選定することを基本とする。

簡素化対象事故繰越しについては、各財務局において実情に応じて選定することとする。

⑤　検証方法

検証実施基本件数について机上検証を実施し、繰り越された歳出予算が繰越しの目的に沿った執行が行われているか、繰越しに係る文書は適切に保存されているかについて、検証を行うものとする。また、簡素化対象事故繰越しについては、上記に加え、簡素化の適用となる災害復旧･復興事業（経費）に係るものであったかについても検証を行うものとする。

机上検証　：　検証対象官署作成の調書を基に、各財務局等が机上で実施
現地検証　：　検証対象官署又は繰越事業箇所等へ出向いて実施
オンライン検証：現地に出向いての実地での検証を原則とするが、以下の全ての要件に該当する場合には、オンライン（メールやリモート）で実施しても差し支えないものとする。
・机上検証を実施した事項であること。
・繰越しに係る文書が少なく、オンラインのやり取りで対応可能であること。
・リモート環境が整っており、オンラインの実施に同意を得られること。
・現地で確認することを要しない事項であること（ソフト事業など）。
※オンライン検証の実施において、疑義がある場合は司計課へ相談すること。

※　検証結果等については、本省へ報告を行うものとする。

（注）積算資料等の保存について
（各省各庁会計課長等宛　平成 25 年 6 月 12 日付事務連絡第 1717 号）

１．繰越申請における繰越申請額の積算根拠となる資料など事後検証を行う上で必要となるため、適切な保存をお願いしたい。

２．上記申請にかかる資料等の保存年限は、事後検証の実施を考慮すると、当該事業の完了後 3 年以上の保存が必要と考えられるため、保存期限の見直しが必要となる省庁においては、適切な年限の設定をお願いしたい。

（４）年間スケジュール

事後検証事務のサイクルは、以下のとおりです。

（Ｘ年度）
４月
～　　｝Ｘ－１年度執行等の繰越案件の事後検証を実施
１２月　（検証対象官署に対しては随時通知）
１月　検証報告書提出（財務局等→本省）
１月～２月　財務局等繰越担当者会議（本省主催）にて意見交換
２月～３月　検証結果を本省から各省各庁へ通知

（Ｘ＋１年度）　各省各庁等に対して周知徹底
８月　各省各庁等予算執行担当者会議（本省主催）にて周知徹底
１月～２月　各省各庁等予算執行担当者会議（本省主催）にて周知徹底
随時　各財務局等主催の繰越会議等で周知徹底

（５）根拠法令

事後検証を行う根拠法令は、以下のとおり。

・「財政法」第 43 条及び第 43 条の 3
・「財務省設置法」第４条第６号
・「財務省組織規則」第 217 条第１項第４号及び第５号並びに第 223 条

「財政法」（昭 22 法 34）（抄）

第 43 条　各省各庁の長は、第 14 条の３第１項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

第 43 条の 3　各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合においては、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。

「財務省設置法」（平 11 法 95）（抄）

第４条　財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
第６号　各省各庁（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 21 条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。

「財務省組織規則」（平 13 財務省令１）（抄）

（主計課、主計第一課、主計第二課及び主計第三課の所掌事務）
第 217 条　主計課は、次に掲げる事務（特別主計実地監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
第４号　国の予算の翌年度への繰越使用の承認に関すること。
第５号　繰越明許費に係る翌年度にわたって支出すべき債務の負担の承認に関すること。

（特別主計実地監査官の職務）
第 223 条　特別主計実地監査官は、第 217 条第１項各号に掲げる事務のうち特に重要なものとして財務局長又は福岡財務支局長の指定するものをつかさどる。

※　繰越し事務手続きの簡素化等を踏まえ、これに適切に対応するためには、繰越予算の執行状況をよく把握した上で、各省各庁に対し繰越制度の周知徹底や相談機能の強化を図ることが重要です。

これらの業務は「財政法」第 43 条及び第 43 条の３に基づく予算の繰越し等の承認を行う上で必要となる事前準備行為であり、また、繰越承認に関しては、「財務省設置法」第４条に基づき行っているところですが、同法第 4 条の「承認に関すること」には、狭義の「承認」行為のみならず、実際に繰り越した案件について、現地に赴き執行の状況を事後において把握するなど、「承認」に至るまでの審査、事後の確認など幅広く行われる行為を包含しています。

２．検証を行う事項の選定

（１）各財務局等から検証対象官署に対する通知

検証を行うに当たり、各財務局等から検証対象官署に対して文書により通知を行ってください。

なお、具体的な選定事項については、各財務局等から検証対象官署に対して「確認票」（１５頁参照）により、通知を行ってください。

※　繰越承認権者（各財務局長等名）から検証対象官署支出負担行為担当官等宛の文書となります。

※　検証対象事項に係る、①所管名、会計名、②明許、翌債の区分、③繰越承認番号、④繰越年度、⑤組織名(勘定名)、⑥項名、目名、目の細分名、⑦事項名、⑧繰越承認した箇所(事業実施箇所)、⑨繰越承認金額を明示。

※　通知を行う際は、机上検証の結果、必要に応じて現地検証を行う場合がある旨付記してください。

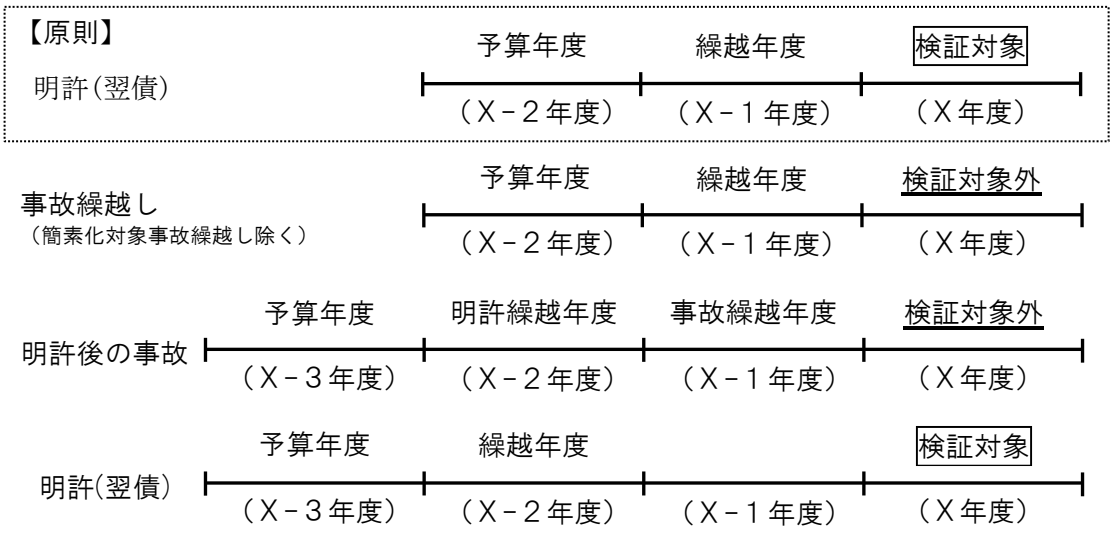
（２）検証対象事項

検証対象事項の選定は、各財務局等において行うこととなりますが、検証を行うのは、「明許繰越し」、「翌債」及び「簡素化対象事故繰越し」の承認事項であり、かつ、原則として検証を行う年度の前年度に事業が完了した繰越事項になります。

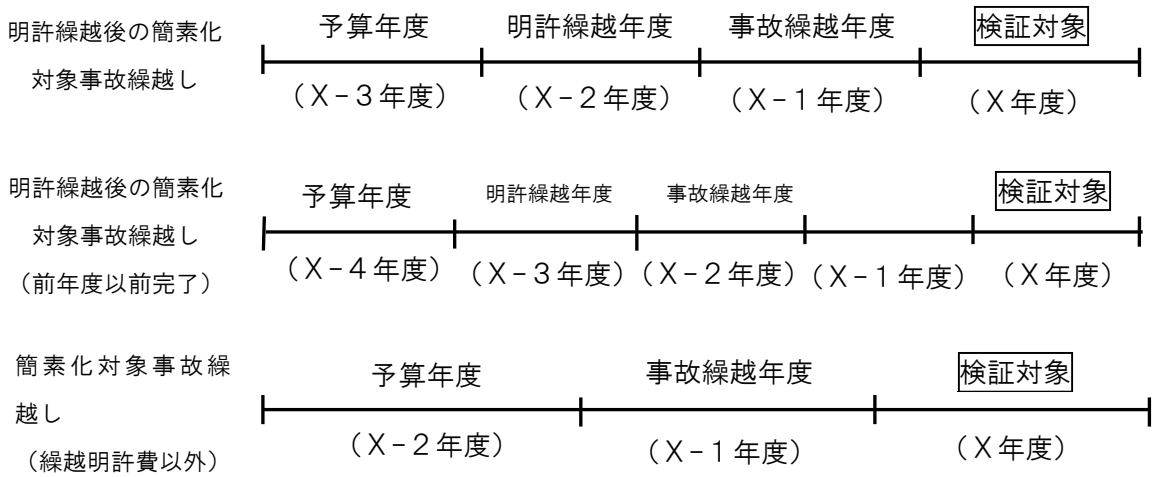
ただし、検証を行う年度の前年度以前に事業が完了した事項について検証を行うことは差し支えありません(文書の保存年数等を考慮する必要あり)。

※　事故繰越し（簡素化対象事故繰越しは除く）は、承認時にヒアリング・書類等で詳細に確認を行っていること等を踏まえ、検証対象から除外します。

＜Ｘ年度に検証を行う例＞



＜Ｘ年度に検証を行う例（簡素化対象事故繰越し）＞



Q．事故繰越し（簡素化対象事故繰越しを除く）が検証対象から除外されているのは何故ですか。

A．事故繰越し（簡素化対象事故繰越しを除く）は、明許繰越しや翌債と異なり、繰越承認時にヒアリングの実施や証拠書類の確認など詳細に事業の内容について確認を行った上で承認を行っていることや既に支出負担行為済の事項であること等から、この事後検証業務の対象外としています。

Q．原則は前年度に事業が完了した事項とのことですが、何故「原則」とされているのですか。

A．「前年度に」事業が完了したものを原則としているのは、関係資料の保存等から効率的に検証を行うことができるとの考えによります。

また、前年度事業完了事項と類似の事項を検証する必要が生じるなど、前年度以前の事項について検証を行うことも想定されることから、「原則」としています。

（３）検証実施基本件数

過去５ヵ年度の明許繰越し及び翌債の承認事項件数のうち、承認事項件数が最も多い年度と最も少ない年度を除いた３ヵ年度の承認事項の平均承認件数の３％程度の事項について机上検証を実施することを基本とする。

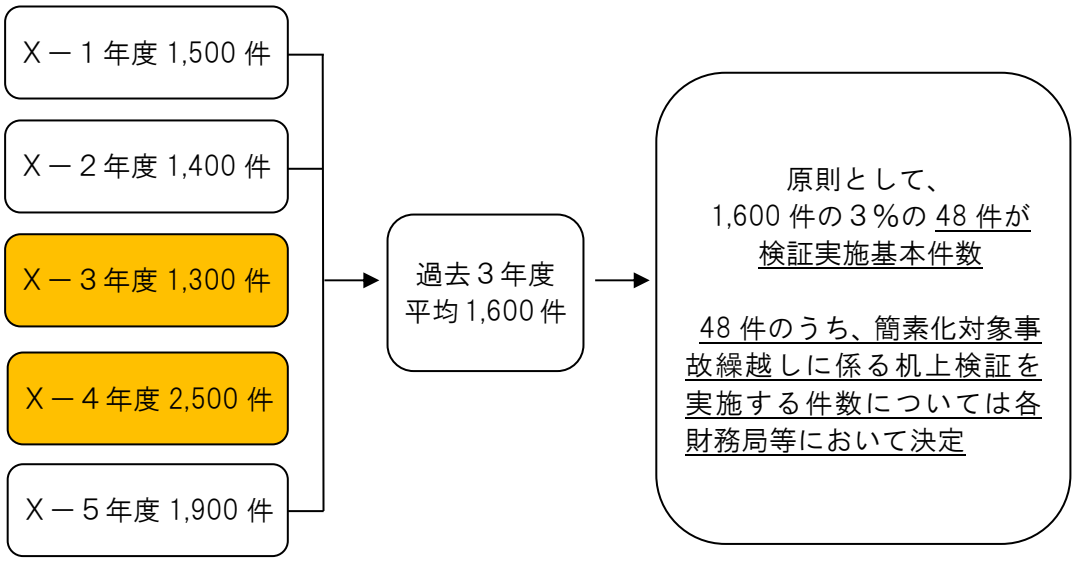
また、上記により算出した件数の範囲内で、明許・翌債に係る事後検証とあわせて簡素化対象事故繰越しについても机上検証を実施する。

机上検証を実施したものから、各財務局等の判断により、机上検証件数の概ね 1 割を目処に現地検証又はオンライン検証を実施する事項を選定するものとする(机上検証を行っていない事項について現地検証を行うことも可)。

簡素化対象事故繰越しの承認事項件数については、年度や地域による差が生じることから、明許・翌債との検証比率については、各財務局等において実情を踏まえて決定する。

検証件数は、１繰越事項＝１件です。

＜Ｘ年度の検証件数算出方法例＞



※ 検証を行うのは、Ｘ－1 年度に事業完了した事項が原則対象となります。
（Ｘ－２年度の繰越承認事項が原則対象)。
※ 件数の算出に当たっては、小数点以下を切り捨てて下さい。

Q．繰越し承認件数の３％の件数は、必ず検証を行わなければならないのですか。

A．特別の事情がない限り、３％の件数(事項)を検証して下さい。
ただし、災害が発生した場合は、災害立会等の災害対策業務を優先して行う必要があるため、要検証件数を達成することが難しい場合もあり、そのような場合は、３％の件数を検証することができなくてもやむを得ません。
なお、３％を超えた件数の検証を行っても差し支えありません。

Q．ある事項に対して翌債の承認を行った際、同一事項に対して追加の翌債承認を行いました。この場合、承認実績事項の件数は１件でしょうか、それとも２件と考えるのでしょうか。

A．この場合、同一事項に対する追加承認になりますので、当初と追加の承認を合わせて１件として算出して下さい。

Q．一事項複数の箇所が存在する場合、その全ての箇所を検証する必要がありますか。

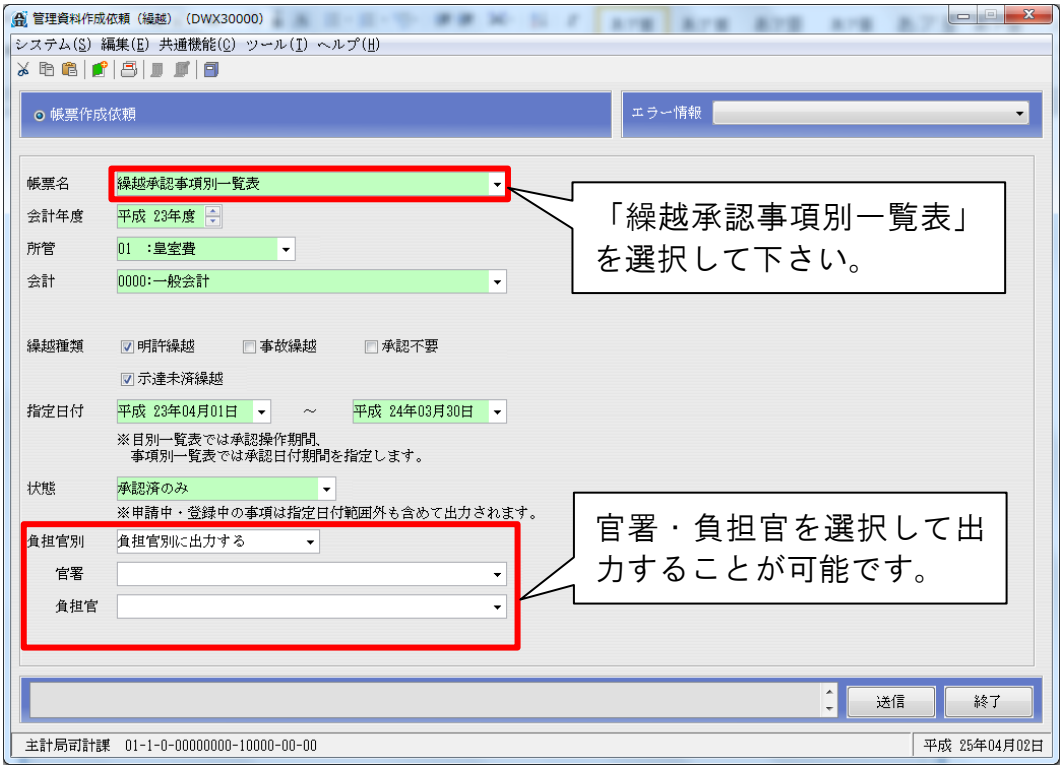
A．一事項複数箇所の案件について、机上検証においてはその全ての箇所を検証対象としますが、現地検証を行う場合にはその抽出による検証で差し支えありません。
なお、検証件数は事項単位になりますので、一事項内の複数箇所の検証を行った場合も、検証件数は１件となります。

（４）検証対象官署

各省各庁の長、繰越し（翌債を含む）の手続の事務の委任を受けている国の機関（支出負担行為担当官等）が、検証対象官署になります。

（５）ADAMSⅡでの繰越情報の抽出方法

各財務局等で承認を行った繰越事項の情報について、事項別・負担官別の帳票を ADAMSⅡで出力することが可能です。



（注）事項別・負担官別の帳票で確認することができるのは承認額であり、実際に繰越した金額を確認することができません。（繰越済額を確認する必要がある場合には、繰越額確定計算書で確認して下さい。）

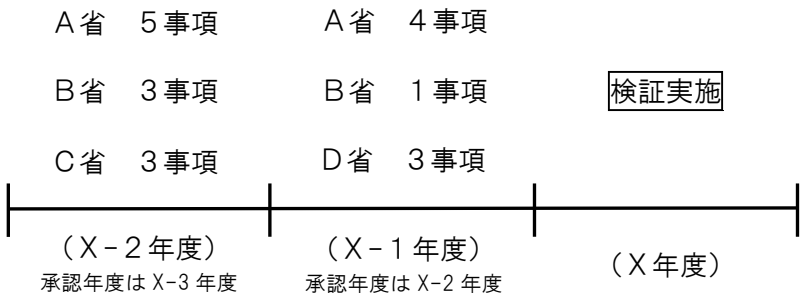
（６）「机上検証」事項の抽出方法

机上検証を実施する事項は、検証を行う年度の前々年度に繰越承認を行った全ての各省各庁の事項（前年度に事業が完了した繰越事項）を対象に抽出して実施します。

※　一般会計、特別会計の別は問いません。

※　簡素化対象事故繰越しの検証については、各財務局において実情を踏まえて実施する。

＜Ｘ年度に検証を行う例＞



※　上記の場合、検証対象の全ての各省各庁とは、Ａ省、Ｂ省及びＤ省です。Ｘ年度の検証の一部について、前々年度（Ｘ－２年度）の事業完了事項(Ｘ－３年度の繰越承認年度)について検証を行うこととしている場合であっても、Ｃ省は検証実施年度の前年度（Ｘ－１年度）に事業が完了した繰越事項は存在しないため、実施しなければならない「全ての各省各庁」には該当しません。

Ｑ．事項数の割合に関係なく、必ず検証を行う年度の前年度に事業が完了した繰越事項の全ての各省各庁分について検証を行う必要がありますか。

Ａ．前年度に事業が完了した繰越事項のある各省各庁については、事項数の割合に関係なく、原則として、１件以上の事項について検証を行ってください(前年度に事業が完了した繰越事項のある「全ての各省各庁」の事項について検証を行ってください。)。
　ただし、簡素化対象事故繰越しの検証については、各財務局において実情を踏まえて決定することとします。
　やむを得ない事情で全ての各省各庁の検証ができない場合には、その旨を報告書にて本省へ報告してください。

（７）「現地検証」事項の抽出方法

現地検証を行う事項は、机上検証を実施した事項の中からその１割を目処に抽出を行います。

ただし、机上検証を行っていない事項について現地検証を行っても差し支えありません。

Q．机上検証を行っていない事項について現地検証を行う場合とは、どのような案件を想定していますか。

A．例えば、以下のような場合が考えられます。

・昨年度の現地検証時に文書保存が適切になされていなかった官署について、その後の他の繰越事項に関する文書保存状態の検証。
・昨年度に検証を行った事項について、繰越額の一部を他の事項に流用していた（又はその疑いのある）官署の事項の検証。
・机上検証を行った事項について、繰越額の一部を他の事項に流用している可能性のある官署の類似の事項の検証。

（８）確認票の作成

確認票は、「机上検証」及び「現地検証」を行うための基礎資料となります。作成は各財務局等と検証対象官署の双方で行います。

まず、検証対象官署への「確認票」送付に当たり、各財務局等で検証を行う方針である事項の情報を財務局等記載欄に記入の上、「確認票」を検証対象官署へ送付します。

検証対象官署側では検証対象官署記載欄へ所要の項目を記入の上、遅滞なく返送します。

※　検証実施事項数等を踏まえつつ、検証対象官署と作業日程を調整の上、返送期限を適宜設定してください。

＜財務局等記載項目＞

項　目	説　明
各省各庁	各省各庁名を記載
会計	会計名を記載
区分	「明許繰越し」及び「翌債」の別を記載
承認番号	当該事項の承認番号を記載
繰越年度	繰越した年度を記載（記載例：X-2→X-1）
組織（勘定）	組織（又は勘定）を記載
項	項を記載
目	目を記載
目の細分	目の細分を記載（目の細分がない場合は「ー」を記載）
事項	繰越事項を記載
繰越承認した箇所	「箇所別調書及び理由書」に記載されている箇所を記載
繰越承認額	繰越（翌債）及び簡素化対象事故繰越しの承認額を記載

＜検証対象官署記載項目＞

項　目	説　　明
繰越しに係る文書は保存されているか	保存されている場合は“〇”、 保存されていない場合は“×”　を記載 ※　繰越した予算が補助事業であり、申請者自身が繰越関係資料を保存していない場合は、補助事業者が繰越関係資料を保存しているか否かを確認して「〇」「×」を付してください。
繰越済額（A）	繰越承認額のうち、実際に繰り越した金額を記載 （繰越額確定計算書と同金額となる）
執行した箇所	実際に事務事業を行った箇所を記載 ※ 複数の箇所等がある場合には内訳を記載
支出済額（B）	事務事業を行った箇所の最終的な支出済額全額（契約金額等）を記載 ※ 繰越承認年度における支出済額を除く
差引額（A-B）	繰越済額（A）と支出済額（B）の差額を記載 ※ 差引額＝繰越済額（A）－支出済額（B）
差引額の処理	「差引額」がある場合は、その具体的な処理及びその金額を記載 〈具体的な処理は、次の中から選択して明確に記載〉 ①決算不用 ②繰越事項内流用(流用先(元)箇所名、事務事業名を記載) ③他の繰越事項へ(より)流用(流用先(元)事項名等を記載) ④繰り越した年度の予算の事務事業等へ(より)流用
繰越後の執行は繰越承認時の目的に沿っているか	差引額を他の箇所(事務事業)へ(より)充当した場合には、繰越承認時の目的に沿ったものかどうかについて確認し、目的内での執行を行っている場合は“〇”、 目的に沿った執行がなされていない場合は“×”を記載 （「５．事業目的の範囲の考え方」参照）
簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するか	簡素化対象として事故繰越の承認を受けた事項については、具体の災害（被災）からの復旧・復興を目的とした事業（経費）に係るものであったのか確認し、目的内の事業である場合には“〇”、老朽化対策、耐震化事業、防災減災事業など簡素化の対象とならない事業（経費）と認められる場合には“×”を記載

確　認　票

（官署名）　〇〇〇〇〇

（支出負担行為担当官等）　〇〇〇〇〇

財務局等記載欄

（単位：円）

番号	各省各庁	会計	区分	承認番号	繰越年度	組織（勘定）	項	目	目の細分	事項	繰越承認した箇所	繰越承認額
1	〇〇省	一般	明許	〇財第〇〇号	X-2⇒X-1	〇〇〇局	〇〇〇〇費	〇〇補助	〇〇費	〇〇県地方道事業費補助	〇〇地先	10,000,000
2	〇〇省	一般	明許	〇財第〇〇号	X-2⇒X-1	〇〇〇局	〇〇〇〇費	〇〇補助	〇〇費	〇〇県河川事業費補助	△△番から■■番	50,000,000
3	〇〇省	一般	明許	〇財第〇〇号	X-2⇒X-1	〇〇〇局	〇〇〇〇費	〇〇費	－	〇〇設備整備費	××県▲▲市1-1-1	30,000,000

目の細分が無い場合は、当該項目に「－」とする。

箇所別調書及び理由書に記載している「箇所」を記載。

検証対象官署記載欄

（単位：円）

番号	繰越しに係る文書は保存されているか	繰越済額（A）	執行した箇所	支出済額（B）	差引額（A-B）	差引額の処理		繰越後の執行は繰越承認時の目的に沿っているか	簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するか
1	〇	10,000,000	〇〇地先	10,000,000	0	－	－	〇	
2	〇	50,000,000	△△番から■■番	84,900,000	△ 34,900,000				
		〈内訳〉							
		30,000,000	△△番から▲▲番	29,900,000	100,000	②繰越事項内流用（◇◇番から◆◆番へ）	△ 100,000	〇	
		10,000,000	〇〇番から●●番	5,000,000	5,000,000	③他の繰越事項へ流用（承認番号：〇財第〇〇号、事項：●●●●）	4,000,000	×	
						①決算不用	1,000,000	〇	
		5,000,000	◇◇番から◆◆番	5,100,000	△ 100,000	②繰越事項内流用（△△番から▲▲番より）	100,000	〇	
		5,000,000	□□番から■■番	4,900,000	100,000	①決算不用	100,000	〇	
3	〇	30,000,000	××県▲▲市1-1-1	40,000,000	△ 10,000,000	③他の繰越事項へ流用（承認番号：〇財第〇〇号、事項：●●●●）	10,000,000	×	
4	〇	50,000,000	◎◎県◆◆市1-2-3	45,000,000	5,000,000	①決算不用	5,000,000	〇	〇

繰越事項内に複数の箇所、事務事業がある場合には、箇所等別に内訳を記載。

↑簡素化対象事故繰越しの検証の場合のみ使用

※「繰越後の執行は繰越承認時の目的に沿っているか」欄に×を付している場合には、担当者の氏名及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)を別紙(様式自由)に記載のうえ、提出してください。

※「簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するか」欄は、簡素化対象事故繰越しの検証を行う際に使用することとし、該当する場合は〇を、該当しない場合は×を記入してください。

３．事後検証の実施

（１）机上検証

確認票を基に、机上検証を行います。

※ 机上検証：検証対象官署に確認票の提出を求め机上で検証するもの。

① 「繰越しに係る文書は保存されているか」欄の項目確認

繰越承認時及び繰越した予算の執行に係る関係資料（以下、「繰越関係資料」という。）について、保存がされているかを確認します。

繰越関係資料は、以下のような文書が想定されます。

・事業根拠となる計画書の類：○○計画書、○○整備計画等
・申請関係：繰越計算書、箇所別調書及び理由書、審査表
・契約関係：支出負担行為決議書、支出決定決議書、契約書等
・事業の進捗状況関係：事業管理簿等
・繰越額関係：繰越額積算資料等の繰越額確認資料
・補助事業関係：交付決定通知、実績報告書等

⇒ “×”と記載されている場合は、繰越関係資料が保存されていない理由を現地検証又は電話・メール等によるヒアリングで確認します。

現地検証又はヒアリングの結果、繰越関係資料が保存されていない事実を確認した場合は、検証報告時に要改善事項報告書を本省へ提出します。

（注）積算資料等の保存について

（各省各庁会計課長等宛　平成 25 年 6 月 12 日付事務連絡第 1717 号）

１．繰越申請における繰越申請額の積算根拠となる資料など事後検証を行う上で必要となるため、適切な保存をお願いしたい。

２．上記申請にかかる資料等の保存年限は、事後検証の実施を考慮すると、当該事業の完了後 3 年以上の保存が必要と考えられるため、保存期限の見直しが必要となる省庁においては、適切な年限の設定をお願いしたい。

Q．繰越した予算が補助事業であり、申請者自身が繰越関係資料を保存していない場合の取扱いはどうなりますか。

A．直轄事業の場合、官署で繰越承認申請に必要な最低限の書類（繰越計算書、箇所別調書及び理由書 及び 審査表）以外にも、事業計画等の関係資料を保存する必要があります。

ただし、補助事業の場合には、官署では繰越承認申請に必要な最低限の書類のみを保存している場合があり、このような場合には、補助事業者が繰越関係資料を保存しているか否かを確認して「○」「×」を付してください。

② 「繰越承認した箇所」欄 と「執行した箇所」欄の確認

繰越後の執行の箇所について、繰越承認時の箇所と異なる箇所で執行されていないか確認を行います。

⇒ 「繰越承認した箇所」と「執行した箇所」が異なる場合は、現地検証又は電話・メール等によるヒアリングを行い、詳細を検証します。

③ 「繰越後の執行は繰越承認時の目的に沿っているか」欄の項目確認

繰り越された予算の執行が、繰越承認時の目的に沿ったものとなっているか確認を行います。

⇒ “×”と記載されている場合は、どのような内容が繰越承認時の目的に沿っていないと回答されているのか、原則として現地検証による確認を行います。

現地検証等による確認の結果、承認時の目的に沿っていない執行がなされていると認められる場合には、検証報告時に「要改善事項報告書」を本省へ提出します(「５．事業目的の範囲の考え方」参照。)。

※“×”と記載されている場合には、原則として現地検証を行います。

④ 「簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するか」欄の確認

繰り越された予算が、簡素化の適用に該当するか確認を行います。

⇒ 交付要綱における事業の目的などを踏まえ、簡素化の適用となる災害復旧・復興事業（経費）に該当するかどうか確認します。該当するものと認められない場合には、検証報告時に「要改善事項報告書」を本省へ提出します。

（２）現地検証

現地検証は、原則として、机上検証を行った事項のうち、事務所等の現地に赴いて検証を実施すべきと判断したものについて行います。

現地検証を行うか否かについては、「確認票」の内容及びこれに伴うヒアリングの結果等を総合的に勘案の上、確認票において問題のない旨の記載があったものを含めて各財務局等で個別に選定します。

なお、本省へ要改善事項として報告する事項については、原則として現地検証を実施します。

※ 現地検証：各省各庁の長より繰越事務の委任を受けた職員等の勤務する事務所等へ出向いて検証を行うもの。

（３）オンライン検証

現地に出向いての実地での検証を原則とするが、以下の全ての要件に該当する場合には、オンライン（メールやリモート）で実施しても差し支えないものとする。

・机上検証を実施した事項であること。
・繰越しに係る文書が少なく、オンラインのやり取りで対応可能であること。
・リモート環境が整っており、オンラインの実施に同意を得られること。
・現地で確認することを要しない事項であること（ソフト事業など）。

※オンライン検証の実施において、疑義がある場合は司計課へ相談すること。

① 繰越関係資料の保存状況確認

繰越関係資料が保存されているかを実地(事務所等)確認します。

繰越関係資料は、以下のような文書が想定されます。
・事業根拠となる計画書の類：〇〇計画書、〇〇整備計画等
・申請関係：繰越計算書、箇所別調書及び理由書、審査表
・契約関係：支出負担行為決議書、支出決定決議書、契約書等
・事業の進捗状況関係：事業管理簿等
・繰越額関係：繰越額積算資料等の繰越額確認資料
・補助事業関係：交付決定通知、実績報告書等

② 確認票と繰越関係資料との突合

事前に机上検証等を行った「確認票」と、検証対象官署等で実際に保存されている繰越関係資料の内容が一致しているかについての詳細な確認を行います。

③ 繰越後の執行が繰越承認時の目的に沿っているかの確認

「確認票」と繰越関係資料等から、予算執行が繰越承認時の目的に沿って行われているかについての確認を行います。

なお、必要に応じて、工事箇所等の事業の現場に赴いて検証を行います。

④ 検証対象官署との確認

現地検証終了後、検証対象官署の担当管理職等との間で検証内容及びその結果についての確認を行い、繰越しに係る文書が保存されていないなど、改善が必要な事項がある場合には具体的な改善内容を伝達(口頭等)してください。

また、承認時の目的に沿っていない執行がなされていると認められる場合又はその可能性があると認められる場合、簡素化の適用となる災害復旧・復興に係るものと認められない場合には、本省にその旨報告することを伝達(口頭)してください。

※　現地検証又はオンライン検証については、検証対象官署に直接電話連絡等の上、適宜日程調整を行い実施します。

４．事後検証の報告

（１）検証報告書の作成

検証終了後、「検証報告書」を作成します。

「検証報告書」は、検証対象官署単位での検証事項数や要改善事項件数等の検証の概要を記した総括表になりますので、要改善事項の有無にかかわらず必ず作成します。

＜検証報告書記載項目＞

項　　目	検証報告内容
財務局等名	財務局等名 （○○財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局）を記載
検証部局	検証実施部局名（理財部主計第１課 等）を記載
検証責任者	検証実施部局の責任者氏名を記載 (理財部主計第１課長名等を記載)
検証年度	検証を実施した年度を記載
司計課報告日	提出日を記載

官署	検証を実施した官署名を記載
支出負担行為担当官等	検証を実施した支出負担行為担当官等名を記載
予算年度	繰越した事項の予算措置年度を記載 （X-2 年度から X-1 年度へ明許繰越ししたものは「X-2」と記載。）
各省各庁	検証を実施した事項の各省各庁名を記載
会計	検証を実施した事項の会計名を記載
区分	「明許」、「翌債」もしくは「事故」を記載
検証件数	検証を実施した事項数を記載
左のうち要改善件数	検証を実施した事項のうち、要改善事項数を記載
総検証件数	検証件数の合計事項数を記載
総要改善件数	要改善件数の合計事項数を記載

過去３年度の平均承認件数	明許及び翌債承認件数の、過去５ヶ年度の承認事項件数の最多承認事項数及び最少承認事項数を除いた３ヶ年度の平均承認事項数を記載
検証実施基本件数	３ヶ年度の平均承認件数の３％の件数をそれぞれ記載
検証実施件数	現地検証及び机上検証の総検証件数を記載 （現地検証と机上検証の重複は排除）
現地検証又はオンライン検証実施件数	現地検証又はオンライン検証を実施した件数の合計を記載
備考	机上検証実施事項数が最低検証実施基本件数(３ヶ年度の平均承認事項数×３％)に満たなかった場合には、その理由を簡記。

検　証　報　告　書

財務局等名	○○財務局	検　証　部　局	理財部主計第２課
		検　証　責　任　者	財務　太郎
検　証　年　度	令和　X　年度	司計課報告日	令和　○　年　○　月　○　日

検証を行った官署等

番号	官署	支出負担行為担当官等	予算年度	各省各庁	会計	区分	検証件数	左のうち要改善件数
1	○○省△△局	△△局長	X-2	○○省	一般会計	明許	50　件	0　件
2	○○省△△局	△△局長	X-2	○○省	◇◇特別会計	翌債	10　件	0　件
3	○○省△△局	△△局長	X-2	○○省	一般会計	事故	12　件	1　件
4							件	件
5							件	件
6							件	件
7							件	件
8							件	件
9							件	件
10							件	件
11							件	件
12							件	件
13							件	件
14							件	件
15							件	件
16							件	件
17							件	件
18							件	件
19							件	件
20							件	件

総検証件数	72　件
総要改善件数	1　件

過去３年度の平均承認件数	2,000　件	検証実施基本件数	60　件
検証実施件数	72　件	現地検証又はオンライン検証実施件数	8　件

現地検証件数		オンライン検証件数	
明許（翌債）	災害復旧・復興	明許（翌債）	災害復旧・復興
6　件	1　件	1　件	0　件

備考（検証実施件数が要検証件数（２年度の平均承認件数）に満たなかった場合には、その理由を簡記。）

現地検証及びオンライン検証の内訳を記載。

（２）要改善事項報告書の作成

検証の結果、改善を必要とする繰越事項が確認された場合には、「要改善事項報告書」を事項毎に作成します。

＜「要改善事項報告書」記載項目＞

項目	説明
財務局等名	財務局等名 （○○財務局、福岡財務支局、沖縄総合事務局）を記載
検証部局	検証実施部局名（理財部主計第１課 等）を記載
検証責任者	検証実施部局の責任者氏名を記載 (理財部主計第１課長名等を記載)
検証年月日	検証を実施した年月日を記載 (机上検証年月日、現地検証年月日をそれぞれ記載 ※検証日が複数日ある場合は、検証実施の初日を記載
司計課報告日	提出日を記載

官署	官署名を記載
支出負担行為担当官等	支出負担行為担当官等名を記載
予算年度	繰越した事項の予算措置年度を記載 （X-2 年度から X-1 年度へ明許繰越ししたものは「X-2」と記載。）
所管	所管名を記載
会計	会計名を記載
組織（勘定）	組織（特別会計は勘定）を記載
項	項名を記載
目	目名を記載
目の細分	目の細分名を記載（目の細分がない場合は記載不要）
繰越事項	流用元の繰越事項名を記載
区分	「明許」、「翌債」もしくは「事故」を記載
具体の災害	簡素化対象事故繰越しの検証については、具体の災害（被災状況）について記載

要改善事項等の内容	要改善事項の内容等を検証状況とともに詳細に記載

Ｑ．１事項に複数の要改善事案が確認された場合、「要改善事項報告書」の作成方法はどうすればよいですか。

Ａ．「要改善事項報告書」は、１事項に複数の要改善内容がある場合でも事項毎に作成してください。

なお、記載内容については、添付資料を活用するなど行い、要改善内容ごとに内容がわかるように報告してください。

要 改 善 事 項 報 告 書

財務局等名 ○○財務局		検証部局	理財部主計第２課
		検証責任者	財務　太郎
机上検証年月日	令和　○　年　○　月　○　日	司計課報告日	令和　○　年　○　月　○　日
現地検証年月日	令和　○　年　○　月　○　日		

要改善事項が確認された官署等

官署	○○局	支出負担行為担当官等	○○○○局長
予算年度	令和　X-2　年度	所管	○○省
会計	○○特別会計		
組織（勘定）	○○勘定	項	河川整備事業費
目	直轄河川改修費	目の細分	工事費
繰越事項	一級河川○○川河川改修工事	区分	明許
具体の災害			

目の細分が無い場合は記載不要

簡素化対象事故繰越しの場合には具体の災害を記載

要改善内容

１．文書保存状況：○

２．繰越後の執行は繰越承認時の目的に沿っているか：×

３．簡素化対象事故繰越しの場合は、災害復旧・復興事業（経費）に該当するか

４．繰越事項の概要、要改善内容及び検証結果に係る各官署等の取り組み

簡素化対象事故繰越しの場合には該当するかを記載

【繰越事項の概要及び要改善内容】
■当該事項における予算の繰り越しの概要について
■改善を要する内容（目的外使用の内容及び文書保存の状況、簡素化対象事故繰越しの場合は、簡素化対象の適用外の内容等について記載）

（記載例１）
当該事項は一級河川○○川の河川改修工事として元年度から2年度へ明許繰越しを行ったものである。
繰越した金額○○○円は、○年○月○日に契約を締結（契約額○○○円）したが、繰越額との差額●●●円が生じた。この差額について、当初予算で行っていた一級河川××川の河川改修工事の費用として充当したものである。
（一級河川××川の河川改修工事費用については、繰越しはされていない）
また、・・・・・・・・・・・・

（記載例２）
当該事項は一級河川○○川の河川災害復旧事業として○年度から●年度へ事故繰越しを行ったものである。
繰越した経費は、災害復旧に係る経費ではなかったが、簡素化の適用対象として、処理を行ったもの。
また、・・・・・・・・・・・・

【検証結果に係る各官署等の取り組み】
■検証結果による要改善事項を受けて各官署等が行った取り組みについて（今後行う予定のものも含む）
・事務連絡、担当者会議等による注意喚起
・再発防止策の策定　等

（記載例）
今回の事案を受けて、○○（管署名）では、各事務所に対し○○の旨事務連絡を発出するとともに、○○会議等において、繰り越し当該案件の周知を図り、注意喚起を促した。
また、当該案件を本省へ報告した際、再発防止策を策定するよう指示があったことから、事務手続きにおいて、○○（ルール、審査・検証方法）を行うこととした。
なお、当局（財務局等）では、今後開催予定である○○会議において、当該案件の周知を図り、注意喚起を促すこととする。

（３）報告書の提出

検証報告書等は、１月１５日（同日が、土日祝日に当たるときは、これらの日の翌日）までに財務省主計局司計課長宛に提出します。

また、電子媒体を財務省主計局司計課司計第 3 係長までメールにて提出します。

① 要改善事項がない場合の提出書類は、以下のとおりです。

・検証報告書
・確認票
・その他報告に必要な書類

② 要改善事項がある場合の提出書類は、以下のとおりです。

・検証報告書
・確認票
・要改善事項報告書
・要改善事項報告書に係る添付書類
・その他報告に必要な書類

※　要改善事項がある場合には、本省にてとりまとめ、各省各庁の本省会計課長等宛に文書にて報告することとなります。

5．事業目的の範囲の考え方

繰り越した歳出予算の執行は、繰越承認時の目的に沿った執行を行う必要がありますが、検証事務を行うに当たり、「繰越した目的に沿った」内容となっているか否かの判断基準については、以下のとおりとします。

※　事業目的の範囲の考え方について疑義が生じた場合には、速やかに財務省主計局司計課へ相談してください。

（１）公共事業

※　公共事業とは、主要経費の公共事業関係費に係る事業とする。

目的の範囲の考え方と条件

【目的の範囲】

○　法令等により定められた事業計画に基づく事業において、一定の分割可能な単位（事業範囲）によって構成された区分で繰越承認を受けているものではあるが、同計画における施設等の区分であって、同計画の目的に沿ったものであると認められるものについては、繰越した予算の内容に沿ったものとします。

【条　件】（以下の全てを満たす必要）

○　当該事業の実施が法令等により定められた事業計画に基づくものであること。

○　当該事業に係る支出負担行為が予算措置年度内に行うことができなかったものであること。

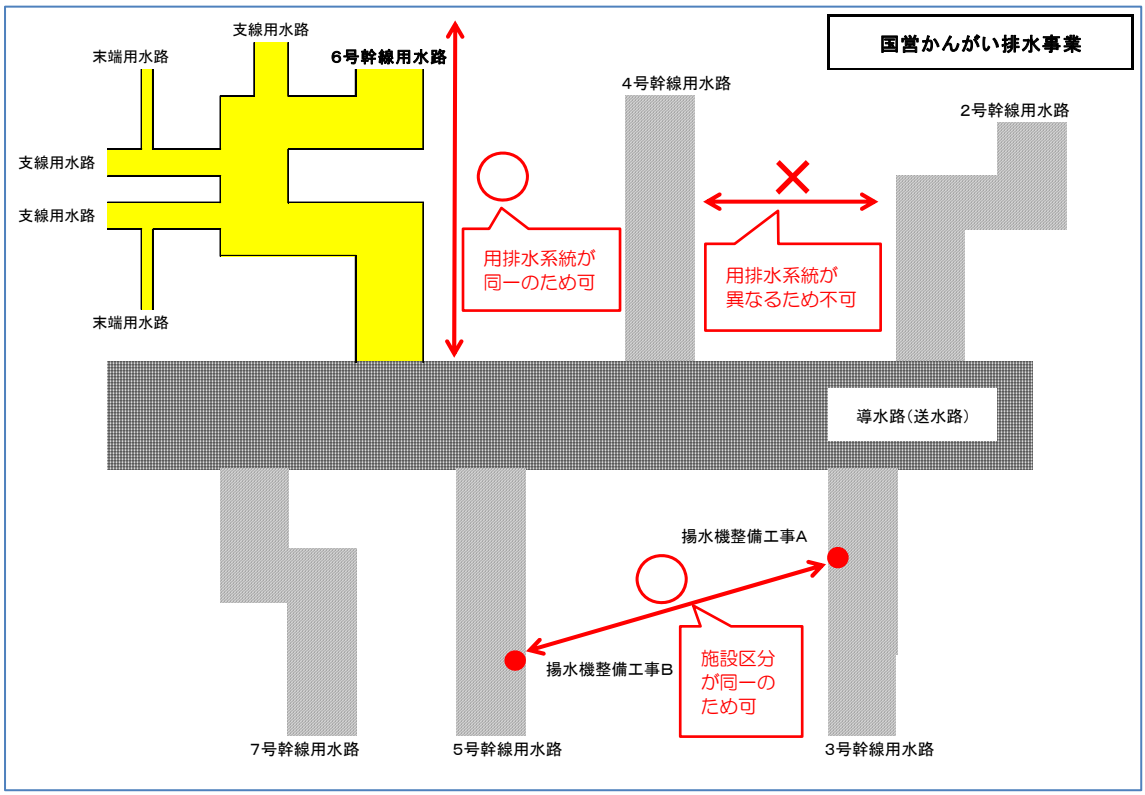
○　当該事業の執行（進捗）管理が上記事業計画における施設等の区分単位で未執行分も含め適切に把握されており、かつ、その資料が保存されていること。

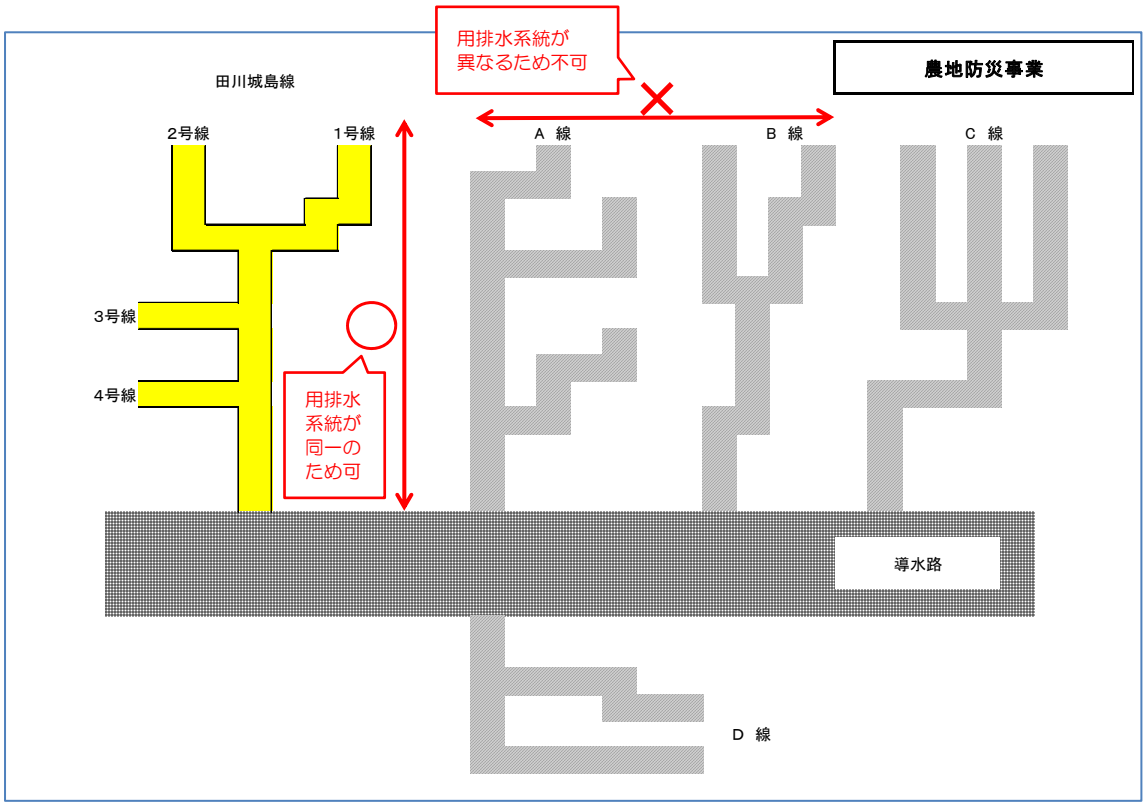
	国営かんがい排水事業	国営総合農地防災事業のうち クリーク防災事業	国営農用地再編整備事業
事業実施の根拠	土地改良法（第87条）	土地改良法（第87条）	土地改良法（第87条）
根拠に基づく計画等	土地改良事業計画	土地改良事業計画	土地改良事業計画
事業計画等における区分	＜施設区分＞ ・用水施設 （貯水池、頭首工、揚水機、用水路※、その他かんがい施設） ・排水施設 （排水水門、揚水機、排水路） ※施設区分の用水路は、送水路、幹線用水路、支線用水路など、水路名毎に記載されている。	土地改良事業計画書の「現況用水系統図及び排水系統図」に示す個々のクリーク	＜施設区分＞ ・用水施設 ・排水施設 ・道路及び索道 ・農用地造成 ・洪水調整施設 ・干拓施設 ・農用地整備施設 ・老朽ため池改修施設
目的の範囲	事業計画の主要工事計画における施設区分の単位とする。	事業計画の現況用水系統図及び排水系統図における用排水系統の単位とする。	事業計画の主要工事計画における施設区分の単位とする。
	（基本概念） ・用排水施設については、主要工事計画における施設区分（貯水池、頭首工、揚水機、排水水門、排水機等）ごとの範囲（単位）とする ・用排水路については、水のつながりの用排水系統（用水ブロック（水理ユニット）・排水ブロック）ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・国営北総中央土地改良事業における揚水機整備工事間 ・国営北総中央土地改良事業6号幹線用水路内	（基本概念） ・現況用水系統図及び排水系統図における用排水系統ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・国営筑後川下流左岸土地改良事業田川城島線（1～4号線間）	（基本概念） ・主要工事計画における施設区分（用水施設、排水施設、道路及び索道、農用地造成、洪水調整池施設、干拓施設、農用地整備施設、老朽ため池改修施設等）ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・国営農用地再編整備事業南周防地区における宮ケ原池整備工事

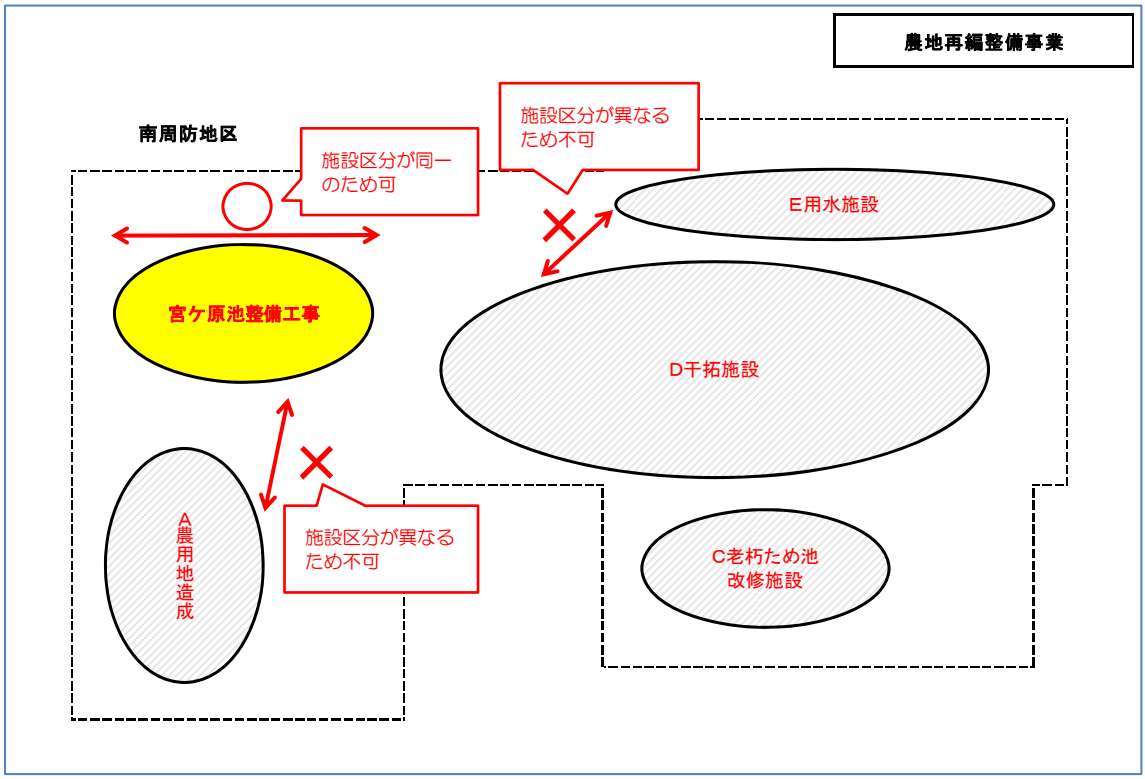
	海岸事業	直轄地すべり対策事業	港湾整備事業
事業実施の根拠	海岸法（第2条の3）	地すべり等防止法（第9条）	港湾法（第3条の3）
根拠に基づく計画等	海岸保全基本計画	地すべり防止工事基本計画	港湾計画
事業計画等における区分	海岸保全施設を整備しようとする区域、種類、規模及び配置等	地すべり防止工事を施行しようとする区域、地すべり防止施設の種類、配置、構造、規模等	港湾の開発、利用及び保全並びに隣接する地域の保全等
目的の範囲	基本計画における区域毎、海岸保全施設の種類毎の単位とする。	基本計画における区域毎、地すべりブロックの単位とする。	計画における港毎、機能毎、地区毎、施設毎の単位とする。
	（基本概念） ・同一区域（海岸）における海岸保全施設（堤防（堤体・消波工・根固工・護岸工・波返し工等）、樋門、突堤等）ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・玉名横島海岸における堤防工事間	（基本概念） ・同一区域における地すべりブロックごとの範囲（単位）とする ※独立した深層地すべり等のブロック上に、関連する複数の浅層地すべりのブロックが存在する場合は、深層地すべり等のブロックごとの範囲（単位） （具体例） ・七五三掛地すべり防止区域におけるAブロック内	（基本概念） ・同一港湾における同一機能における同一地区名における施設ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・横浜港＜＝港湾＞における物流＜＝機能＞における本牧ふ頭地区（BC突堤及びD突堤）＜＝地区名＞における水深16m　岸壁2バース　延長700m（コンテナ船用）＜＝施設＞

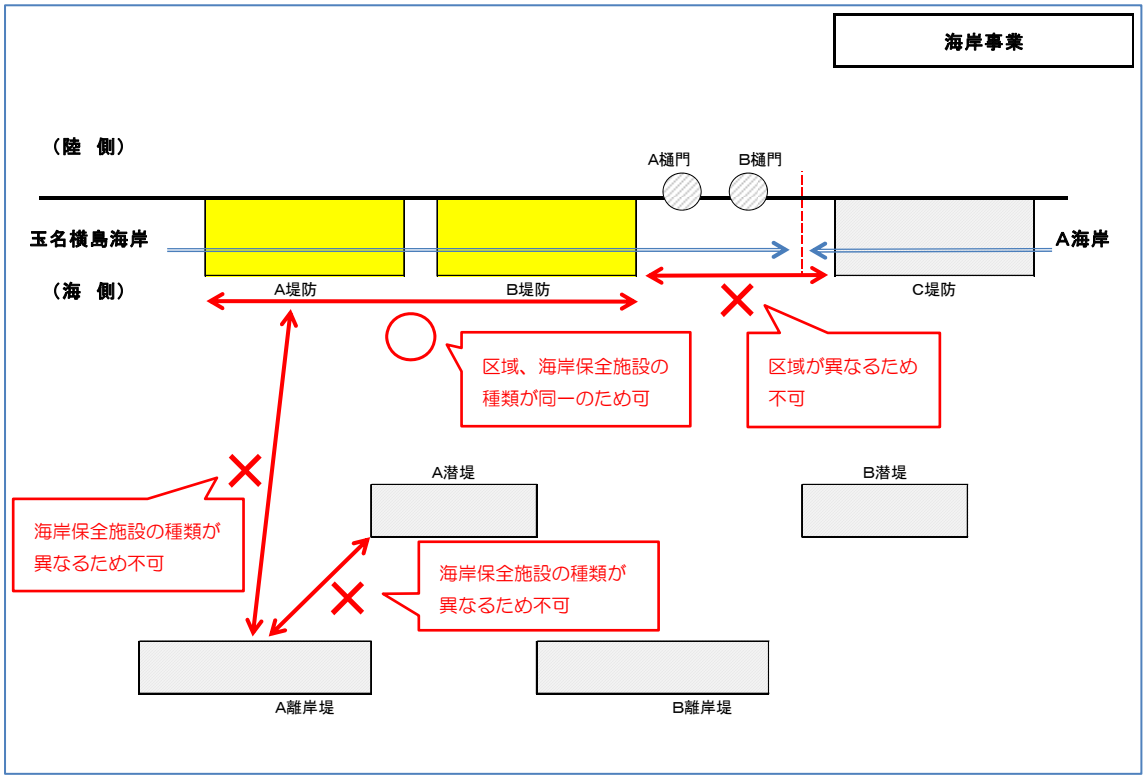
	河川事業	道路事業
事業実施の根拠	河川法（第16条の2）	都市計画法（第11条）
根拠に基づく計画等	河川整備計画	都市計画
事業計画等における区分	河川の整備を実施すべき区間の、目的、種類及び施行の場所等	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域の都市施設の種類、名称、位置及び区域等
目的の範囲	整備計画における本流・支流毎、対策毎、工事の種類毎、施行の場所毎の単位とする。	計画における路線毎の単位とする。
	（基本概念） ・同一本流・支流における同一対策事業における同一工事種類における施工場所ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・多摩川本川＜＝本流・支流＞における河道断面確保対策＜＝対策事業＞における築堤＜＝工事種類＞における川崎市川崎区殿町～大師河原（右岸　区間0.0k～3.2k）＜＝施工場所＞	（基本概念） ・同一国道事務所の管轄内における路線ごとの範囲（単位）とする （具体例） ・国道468号　首都圏中央連絡自動車道 ・国道17号　上尾道路 ・国道17号　与野大宮道路

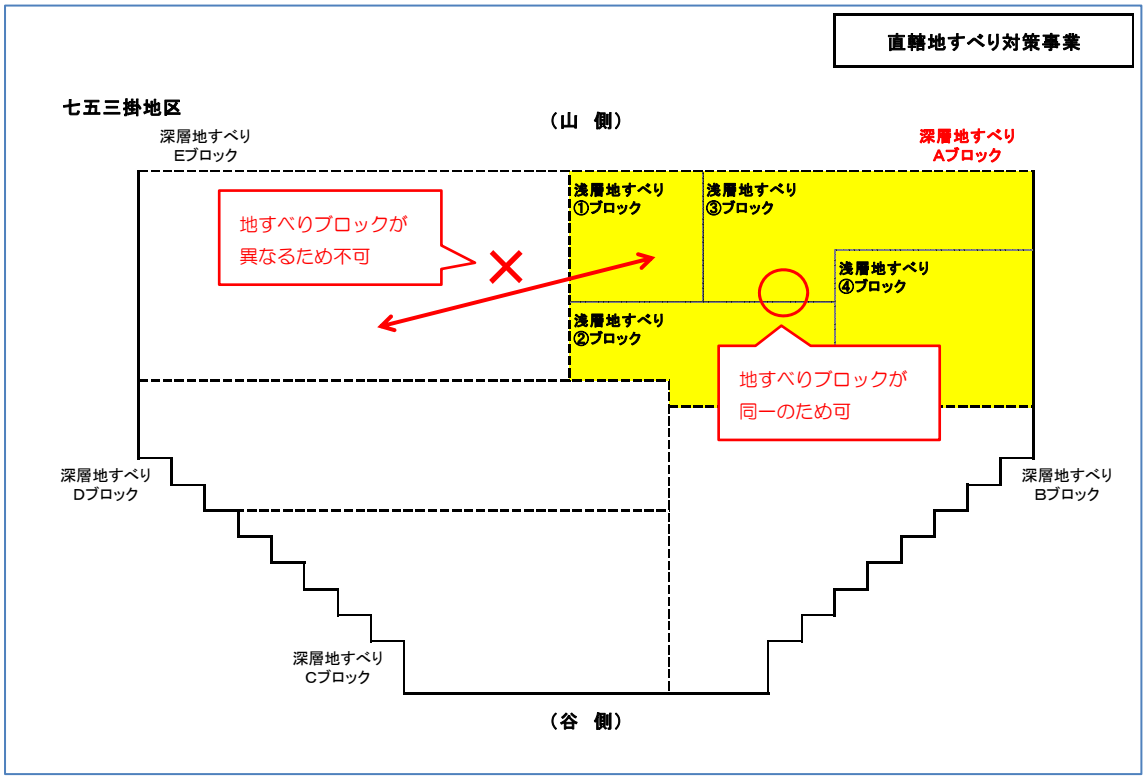
【参考】上記各事業における目的の範囲の考え方（イメージ図）

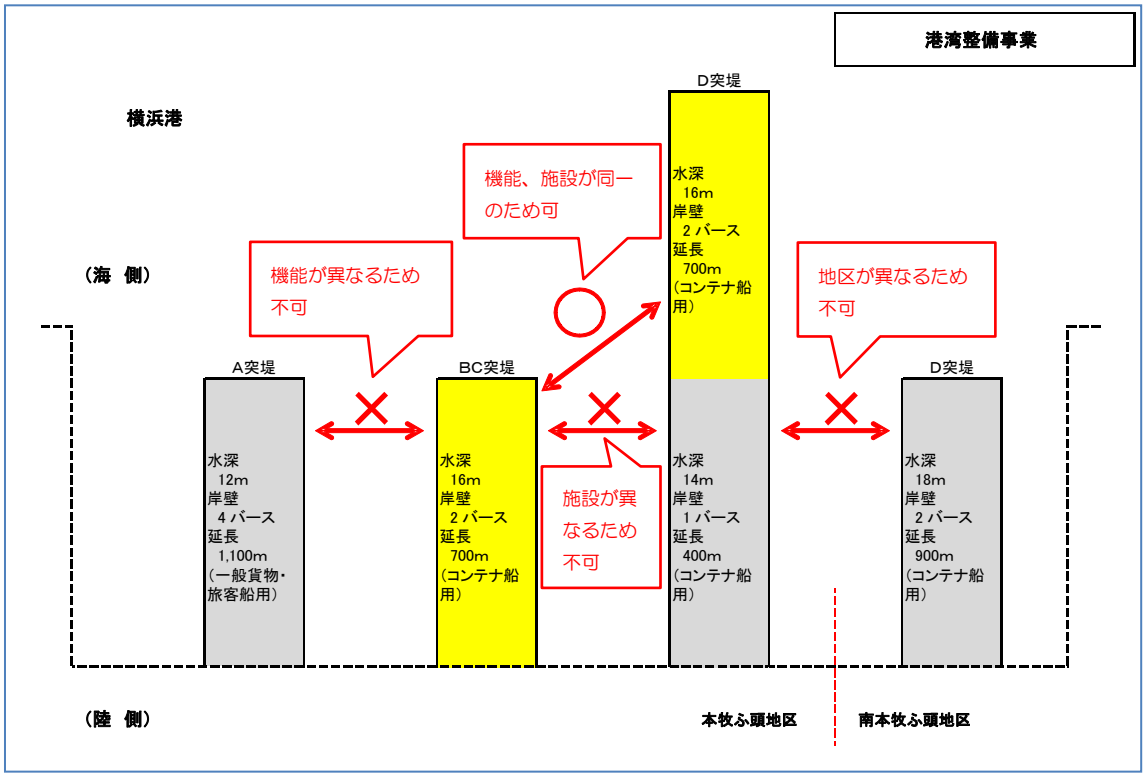


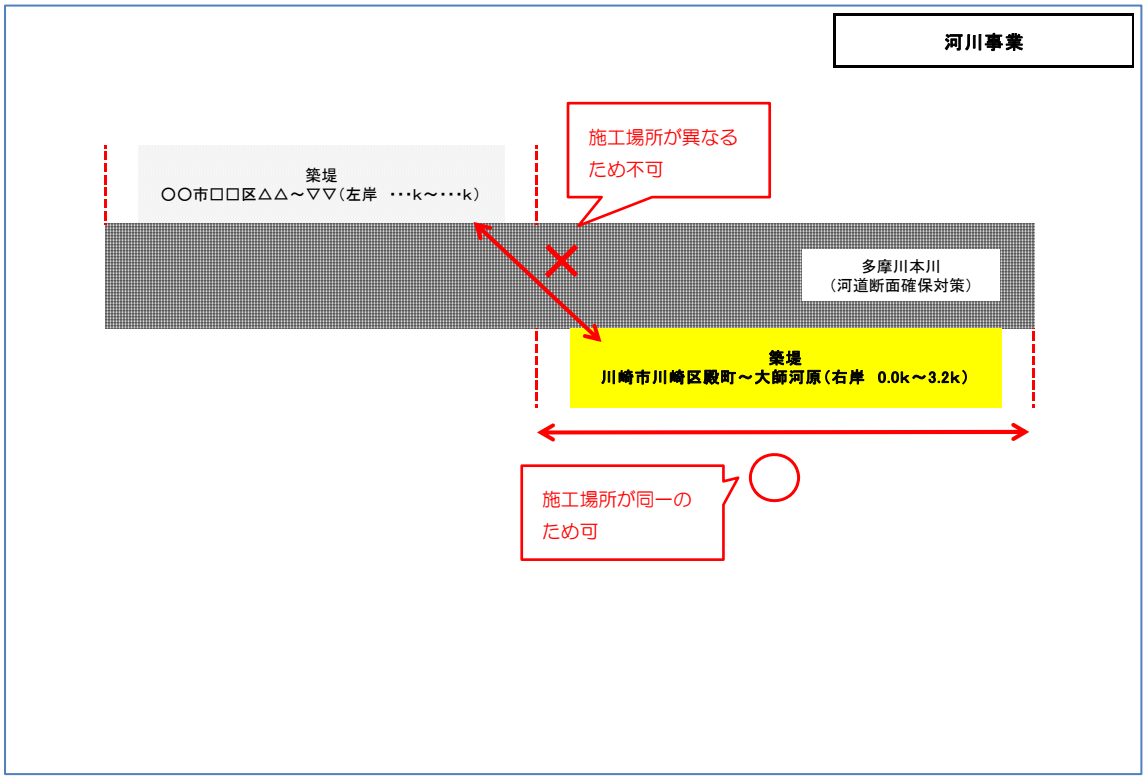

農地防災事業
用排水系統が
異なるため不可
田川城島線
2号線
1号線
A 線
B 線
C 線
3号線
4号線
用排水
系統が
同一の
ため可
導水路
D 線

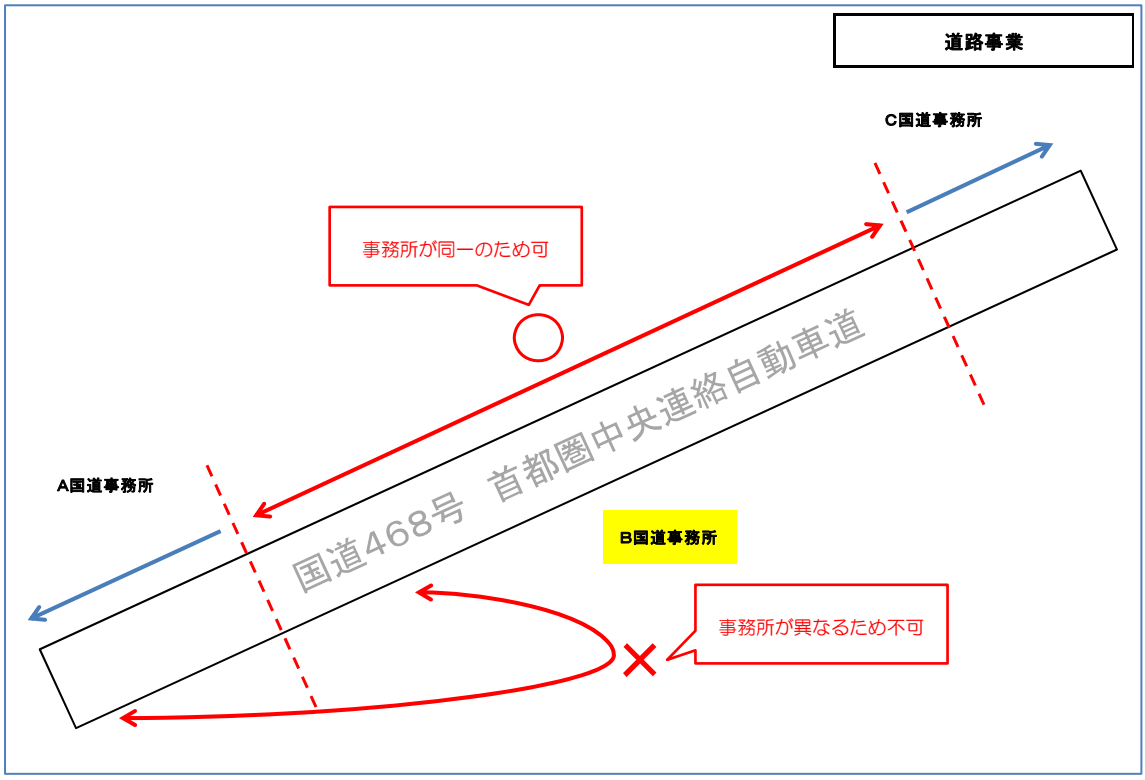

農地再編整備事業
南周防地区
施設区分が同一
のため可
施設区分が異なる
ため不可
E用水施設
宮ケ原池整備工事
D干拓施設
A農用地造成
施設区分が異なる
ため不可
C老朽ため池
改修施設


海岸事業
（陸　側）
A樋門
B樋門
玉名横島海岸
A海岸
（海　側）
A堤防
B堤防
C堤防
区域、海岸保全施設の種類が同一のため可
区域が異なるため不可
A潜堤
B潜堤
海岸保全施設の種類が異なるため不可
海岸保全施設の種類が異なるため不可
A離岸堤
B離岸堤


直轄地すべり対策事業
七五三掛地区
（山　側）
深層地すべり
Eブロック
深層地すべり
Aブロック
浅層地すべり
①ブロック
浅層地すべり
③ブロック
浅層地すべり
④ブロック
浅層地すべり
②ブロック
地すべりブロックが異なるため不可
地すべりブロックが同一のため可
深層地すべり
Dブロック
深層地すべり
Bブロック
深層地すべり
Cブロック
（谷　側）


港湾整備事業
横浜港
（海　側）
D突堤
水深
16m
岸壁
2バース
延長
700m
（コンテナ船
用）
機能、施設が同一
のため可
機能が異なるため
不可
地区が異なるため
不可
A突堤
BC突堤
D突堤
水深
12m
岸壁
4バース
延長
1,100m
（一般貨物・
旅客船用）
水深
16m
岸壁
2バース
延長
700m
（コンテナ船
用）
施設が異
なるため
不可
水深
14m
岸壁
1バース
延長
400m
（コンテナ船
用）
水深
18m
岸壁
2バース
延長
900m
（コンテナ船
用）
（陸　側）
本牧ふ頭地区
南本牧ふ頭地区


河川事業
施工場所が異なる
ため不可
築堤
〇〇市□□区△△～▽▽（左岸　･･･k～･･･k）
多摩川本川
（河道断面確保対策）
築堤
川崎市川崎区殿町～大師河原（右岸　0.0k～3.2k）
施工場所が同一の
ため可



（２）施設費を含む非公共事業

非公共事業は、公共事業とは異なり、繰越承認時において箇所別調書及び理由書に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当することは、繰り越した予算の内容に沿ったものとは言えません。

6．改善を要すると認められた事例

これまで実施した事後検証の結果、繰り越した歳出予算の執行において、改善を要すると認められたものについて紹介します。

（１）公共事業

※公共事業とは、主要経費の公共事業関係費に係る事業とする。

【事例①】

法令等による事業計画に基づく〇〇整備に係る経費として、明許繰越しにより A 事項（△△施設耐震調査設計）及び B 事項（××施設整備）の繰り越しを行った。翌年度に事業を実施したが、A 事項において、契約差額が生じたため、この契約差額を B 事項に使用していた。

（解説）

公共事業においては、繰越した目的の範囲に沿ったものであり、下記①～③の全てを満たす場合は事業間の使用を認めているところです（「5.事業目的の範囲の考え方」参照）。

① 当該事業の実施が法令等により定められた事業計画に基づくものであること。

② 当該事業に係る支出負担行為が予算措置年度内に行うことが出来なかったものであること。

③ 当該事業の執行（進捗）管理が上記事業計画における施設等の区分単位で未執行分も含め適切に把握されており、かつ、その資料が保存されていること。

この事例では、上記①～③の全てを満たしていますが、繰り越した事業の内容が「△△施設耐震調査設計」と「××施設整備」とでは異なっており、また、対象となる施設も異なるため、これらを「〇〇整備」として広く解釈し、目的の範囲に沿ったものであるとすることは適切とは言えません。よって、繰越（翌債）承認時において「箇所別調書及び理由書」に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当していたことは、繰り越した予算の目的に沿ったものとは言えません。

【事例②】

〇〇施設の無線装置設置工事に係る経費として、明許繰越しにより A 事項の繰り越しを行った。翌年度に事業を実施したが、契約差額が生じたため、この契約差額を翌年度の予算で計画していた業務用車への車載器設置事業に使用していた。

（解説）

公共事業においては、当該工事全体の事業進捗を図り、効果の早期発現に資するものとして、翌年度の予算で計画されている経費であっても、目的の範囲に沿ったもので一定の要件を満たしている場合は、例外的に繰越財源を充当することが認められています。

この事例では、各事業の目的の範囲が異なることから、繰越（翌債）承認時において「箇所別調書及び理由書」に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当していたことは、繰り越した予算の目的に沿ったものとは言えません。

※ 事業目的の範囲の考え方について疑義が生じた場合には、財務省主計局司計課へ相談してください。

（２）非公共事業

【事例①】

通信設備の整備に係る経費として、明許繰越しにより A 事項及び B 事項の繰り越しを行った。翌年度に事業を実施したが、Ａ事項において、契約差額が生じたため、この契約差額をＢ事項に使用していた。

（解説）

非公共事業は、繰越（翌債）承認時において「箇所別調書及び理由書」に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当することは、繰り越した予算の目的に沿ったものとは言えません。

【事例②】

〇〇施設の増築工事に係る経費として、翌債により A 事項及び明許繰越しにより B 事項の繰り越し承認を経ていた。その後、年度内に A 事項に係る契約を締結したところ、契約差額が生じたため、この契約差額の範囲内で B 事項に係る契約を締結していた。

また、B 事項については、A 事項の契約差額により年度内に契約したため、B 事項としては、繰り越しが必要な事業がないにもかかわらず、繰越承認額の全額を繰り越し、翌年度において、〇〇施設の追加工事に使用していた。

（解説）

非公共事業は、繰越（翌債）承認時において「箇所別調書及び理由書」に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当することは、繰り越した予算の目的に沿ったものとは言えません。

また、この事例では、B 事項の契約に当たり、A 事項の契約差額により処理することなく、別途、翌債の承認を経たうえで契約する必要があります。さらに、結果として、B 事項において、明許繰越しをする必要がないにも関わらず、全額繰越ししていたことは、適切な執行とは言えません。

【事例③】

〇〇施設の改修工事に係る経費として、明許繰越しにより A 事項の繰り越しを行った。翌年度に事業を実施したが、契約差額が生じたため、この契約差額を、翌年度の予算で計画していた△△施設の改修工事に使用していた。

（解説）

非公共事業は、繰越（翌債）承認時において「箇所別調書及び理由書」に記載のある事務・事業、箇所等以外に経費を充当することは、繰り越した予算の目的に沿ったものとは言えません。また、非公共事業では、翌年度の予算で計画されている経費に繰越財源を充当することは認められません。

４　補助金等予算の適正な執行について

【補助金等適正化中央連絡会議決定事項（抜粋）】

令和８年４月 16 日

○　補助金等予算の適正な執行について

補助金等予算の執行については、従来から各省各庁において、その適正かつ効率的な執行の確保に努めてきたところであるが、毎年、会計検査院の検査報告に不当事項等の事例が指摘されている。

各省各庁は、補助事業者等に対し、各種の通達や会議、研修等を通じ、指摘された不当事項等の周知徹底等を図り、その再発防止の為の措置を早急に講じるとともに、補助金等予算の執行手続の各段階で審査を一層厳正なものにし、指導の一層の徹底、強化を行い、併せて予算執行の透明性の確保等により補助金等予算の執行について不当事項等の指摘を受けることのないよう努めるものとする。

また、年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するため、補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努めるものとする。

各省各庁は、引き続き、補助金等予算の執行状況等について、ホームページ等において定期的に公表するものとする。

【昭和三十二年度予算に係る補助金等の交付決定について（抜粋）】

昭和三十二年四月十日付蔵計第九一四号

一　目的

補助金等の問題については、予算の編成、実行の段階にわたつて改善すべき点が多い。従来は、予算の編成にあたつて大蔵省主計局と各省各庁との間で折衝が行われる際と、実行後における会計検査院の検査、行政管理庁の監査、各省各庁及び大蔵省財務局の調査の際に検討と反省とが行われてきたのであるが、これだけでは、まことに、不充分であるといわざるを得ない。

今後は必ずしも早急に問題を解決しようとせず、充分に検討を重ねた上で、整理合理化を図るべきである。この見地のもとに昭和三十二年度においては、各省各庁の協力のもとに、大蔵省主計局、財務局及び財務部による調査を昭和三十一年度に引き続いて行うこととするが、特に補助金等の交付決定については、その現状にかんがみ、その時期を繰り上げることに重点をおき、交付決定の遅延に由来する実行の粗ろうを解消する基盤を醸成することが必要である。すなわち、補助金等の効果を完全にするためには、補助金等の交付決定が適時適切に行われなければならないが、現状は交付決定の時期が著しく適期を失し、むしろ年度末に近い時期となつていることが少くない。そのため補助

事業等の実施が遅延し、又は交付決定前に補助事業等が着手され、はなはだしきは、補助事業等終了後に交付決定が行われる結果、地方財政の圧迫、補助効果の減少、交付決定前の前金払、概算払、年度経過後の交付決定、年度経過後の前金払、概算払等の弊害が生じており、これが改善につき地方公共団体等補助事業者等の側から強い要望がある。

交付決定の促進は、適正化法の確実な実施の理想に一歩近付くためにも、同法の運用上当面最も重点をおくべきものと認められる。